

秘密保全法制【安全保障】

送信日時: 2011年9月29日 20:58  
宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 110929205122(0001).tif (88 KB); 内調回答【安全保障】.docx (16 KB)

内調 様 様

御世話になっています。

1 まずコンメンタールがあったので送ります。安全保障については、コンメンタールに書かれているとおり、中央省庁等改革基本法に安全保障という文言が入ったので、設置法にも入れたわけであり、範囲はかなり狭いと思われます。

2. 右も踏まえて作ると、別添のような回答になると思います。また、小官作成段階のものであり、もちろん省内の決裁をとっていません。ただ、小官のレベルでもすでに安全保障以外がかなり入ってしまうことになり、これをベースに省内決裁【少なくとも、条約課決裁】をしないと、小官の案よりもさらに慎重かつ広範な回答とならざるを得ず、様の方で望まれているような回答にはならないのと思っております。

明日で結構ですので、作業の方針について改めて相談したいと思いますので、ご一読後に連絡いただければ幸いです。

\*\*\*\*\*

外務省 大臣官房総務課

課長補佐 様

TEL 03-5501-8000 (内線 様)

直通 様

FAX 様

E-mail: 様

\*\*\*\*\*

#### 第四条

- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

《規定の趣旨（特に「中央省庁等改革基本法」上の「主要な行政機能」の本案における位置付け）》

1. 「外交政策」とは、我が国が主権国家として、国際社会において国益を追求するとともに諸外国等との適切な関係を維持・構築していくに当たってとる基本的な政策をいう。
2. したがって、国際社会や我が国の情勢が変化し得るものであり、また外交政策が広範多岐な分野にわたるものである以上、何が外交政策に含まれるかは、その時々内外の情勢によって変わり得るものであるが、「中央省庁等改革基本法」が、外務省の担う「主要な行政機能」として「安全保障政策」、「対外経済政策」、「経済協力政策」、「国際交流政策」（別表第二）を列挙していることを踏まえ、本案では、イからニまでの事項を例示することとしたものである。
3. もとより、外交政策がイからニまでに掲げる事項に関するもののみ限定されるのではないことは論を待たず、これらの事項以外にも、原子力の平和利用、軍備管理・軍縮、科学技術等に関する対外政策、人権・難民・環境その他の国際社会が一致して取り組むべき共通の課題に対処するための政策や各国との二国間関係のあり方に関する政策は、当然、外交政策に含まれる。

《「～に関すること。」の意味》

外務省が、外交政策の企画、立案及び実施並びにこれらを遂行する上での必要から当然に内在している関係行政機関の政策や事務の調整を行うことを意味する。

《「その他の事項」の意味》

外交政策は広範多岐な分野にわたるものであり、何が外交政策に含まれるかは、その時々内外の情勢によって変わり得るものである。このような外交政策の性格に照らせば、「その他の事項」がその前の「次のイからニまでに掲げる事項」に類するものに限られると解することは適当ではなく、外交政策がイからニまでに掲げる事項に関するもののみ限定されないことは、上述の通りである。

《現行設置法上の主要な関連規定》

#### 第三条

第一号「外交政策の企画立案及びその実施」

#### 第四条

第六号「総合的な外交政策の企画立案に関すること。」

第十八号「諸外国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。」

#### 第四条

##### 一 イ 日本国の安全保障

#### 《「日本国の安全保障」の趣旨》

1. 「日本国の安全保障」とは、我が国の平和・独立、領域、国民の生命・財産等を外部の脅威（形態を問わない）から守ることを意味する。
2. 自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、外交政策によって我が国の安全保障を確保することが必要不可欠であり、本号においては、国際情勢の如何にかかわらず、我が国の安全保障の確保には、外務省が一貫して積極的に取り組んでいくという姿勢が示されている。より具体的には、安定的な安全保障環境の醸成、紛争の未然防止、日米安保体制の信頼性維持及び効果的運用の確保、米国をはじめとする同盟国及び友好国との関係の維持・強化、軍備管理・軍縮及び不拡散の分野における国際協力や協調、国連平和維持活動への寄与等多角的な要素を、我が国の安全保障の確保との観点からとらえ、外交政策に反映させている。

#### 《現行設置法上の主要な関連規定》

1. 「日本国の安全保障」との事項を表した具体的文言は、現在の設置法上にはないが、現行設置法では第三条一「外交政策の企画立案及びその実施」、第四条六「総合的な外交政策の企画立案に関する事」、更には第四条十八「諸外国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関する事」と規定されており、これらの規定によって、当然に「我が国の安全保障」という事項が扱われてきた。
2. なお、基本法別表第2の中には、安全保障政策が外務省の担う主要な行政機能の一つとされており、外務省設置法案ではかかる点を設置法の規定として残したものである。

#### 《総合的な安全保障政策の構築を図ることとの関係》

1. 安全保障に関する種々の政策は、安全保障そのものが諸外国等との適切な関係を築く外交政策と密接不可分であるとの性質上、外交政策との整合性を考慮することなくしては、企画、立案あるいは実施することはできない。すなわち、如何なる分野であれ、我が国の安全保障の確保に資する種々の政策を関係省庁が企画・立案する際には、外交政策を所掌する外務省との調整が自ずと必要となってくる。
2. この結果、関係省庁が行う政策で安全保障にかかわるものについては、外務省が設置法案第4条第1号にある所掌事務を通じて、関係省庁と緊密な連携を確保しつつ、全体として整合性のとれたいわゆる「総合的な安全保障政策」が構築されるようにしていくこととなる。

#### 第四条

##### 一 〇 対外経済関係

#### 《規定の趣旨》

「対外経済関係」とは、概ね、国際経済システム、貿易、投資、資源・エネルギー、経済統合、海洋の開発・利用、海運・航空、等の対外的な性格を有する経済問題に関し、我が国が主権国家として国際社会において国益を追求するとともに諸外国等との適切な関係を維持・増進していくことを意味する。

#### 《現行設置法上の主要な関連規定》

#### 第三条

第二号「通商航海に関する利益の保護及び増進」

日本国の安全保障

日本国の安全保障

- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関する事。
- 四 条約その他の国際約束の締結に関する事。
- 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事。

日本国の安全保障

日本国の安全保障

- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関する事。
- 四 条約その他の国際約束の締結に関する事。
- 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事。
- 九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関する事。

- 七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関する事。

- 十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関する事。

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
  - イ 日本国の安全保障
  - ニ 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
  - 三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。
  - 四 条約その他の国際約束の締結に関すること。
  - 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
  - 六 日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関すること。
  - 七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。
  - 九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。

【参考】

- 第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
    - イ 日本国の安全保障
    - ロ 対外経済関係
    - ハ 経済協力
    - ニ 文化その他の分野における国際交流
  - 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
  - 三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。
  - 四 条約その他の国際約束の締結に関すること。
  - 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
  - 六 日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関すること。

- 七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。
- 八 日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。
- 九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。
- 十 海外における邦人の身分関係事項に関すること。
- 十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。
- 十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。
- 十三 査証に関すること。
- 十四 本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に関すること。
- 十六 外国における日本文化の紹介に関すること。
- 十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。
- 十八 外交官及び領事官の派遣に関すること。
- 十九 外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受入れに関すること。
- 二十 外国の勲章又は記章の日本国民による受領に関しあつせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住する邦人に対する栄典の授与に関し推薦及びあつせんを行うこと。
- 二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。
- 二十二 外交史料の編さんに関すること。
- 二十三 外地整理事務に関すること。
- 二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。
- 二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。
- 二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。
- 二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務



1 スケジュール

2 条文案

- 素案
- 読替表
- 自衛隊法との対照表

3 論点ペーパー

(1) 内調内検討・他省庁協議まで終えたもの

- 秘密保全法制の必要性について
- 秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野

(2) 内調内検討中のもの

ア 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在、指定の効果・調整について

イ 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について
- 実施権者について
- 評価の観点と調査事項の関係について
- 公私の団体への照会について
- 同意の取得について

- 秘密の管理に関する内容の法律事項について（※内調内検討済み）

ウ 罰則に関するもの

- 特別秘密の漏えい罪と公務員法上の守秘義務違反罪との関係について

# 秘密保全法制スケジュール

月	日	手続	内閣法制局審査	関係省庁等
9	上			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>予備審査</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto; margin-top: 20px;"> <p>各省事前協議</p> </div>
	中		条文案持込み	
	下	内総に件名・要旨提出		
10	上			
	中			
	下			
11	上			
	中			
	下			
12	上			
	中	内総に件名・要旨提出	部長概要説明	
	下			
1	上	文書課長等会議 内閣法制局幹部会		
	中		部長説明終了	
	下		部長説明終了後に各省協議開始	
2	上	内総ヒアリング	読み合わせ	
	中	閣議請議 閣議決定・国会提出		
	下			
3	上			
	中			
	下			

非予算関連法案の予備審査は10月上旬から開始して年内に終了するよう努める (H5.1.18文書課長等会議発出「法令協議に関する申合せ」)

各省協議

各省協議は閣議予定日の2週間前までに開始する (上記「法令協議に関する申合せ」)

予算関連法案の閣議決定は予算案の国会提出から3週間以内、非予算関連法案は7週間以内

## 特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

## （目的）

第一条 この法律は、行政機関の保有する特に秘匿を要する情報について、その保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいを防止し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保並びに我が国の行政機関の秘密保護体制に対する信頼の向上による国際的な情報共有の促進に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他の政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、検察庁その他の政令で定めるもの

#### 六 会計検査院

#### （特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を

化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定に際し、十年を超えない範囲内でその有効期間を定めなければならない。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間が満了する場合において、引き続き当該指定に係る事項が同項に定める要件を満たすときは、政令で定めるところにより、当該有効期間の満了日の翌日から十年を超えない範囲内で有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に定める要件を満たさなくなったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

(指定の調整)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受けた情報に係る事項を特別秘密として指定しようとする

るときは、あらかじめ、当該情報を最初に保有するに至った行政機関の長に協議しなければならない。

(他の行政機関等における特別秘密の取扱い)

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者(当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。第九条において同じ。)に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(適性評価)

第七条 行政機関の長は、その職員に特別秘密(前条第一項の規定による取扱いの業務に係るものを含む。

以下この条において同じ。)を取り扱わせるときは、適性評価(第二項から第六項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。)を評価することをいう。以下同じ。)により適性を有

すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性に関し参考となるべき事項として政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、前項の質問及び報告について対象職員に説明した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 前四項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

第八条 警察庁長官は、第六条第二項の規定により都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、適性評価を実施することにより、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。

3 前条第二項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、同条第二項、第四項及び第五項中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

第九条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。



2 第七条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「その職員」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項から第五項まで中「対象職員」とあるのは「対象役職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他の保護措置)

第十条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十二条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏ら

したときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。当該業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により、第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により、第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を取り扱う者を欺き、特別秘密を取り扱う者に暴行を加え、又は特別秘密を取り扱う者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十四条 第十二条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十二条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十五条 第十二条第三項、第十三条第二項又は共謀に係る前条の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第十二条から前条までの罪は、刑法第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
  - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
  - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
  - ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号
  - チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの様、性能又は使用方法
  - リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
  - ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの
- イ 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想
  - ロ 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察の職員の適性評価

行政機関（読替え前）

第七条 行政機関の長は、その職員に特別秘密（前条第一項の規定による取扱いの業務に係るものを含む。以下この条において同じ。）を取り扱わせるときは、適性評価（第二項から第六項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性に関し参考となるべき事項として政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、前項の質問及び報告について対象職員に説明した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 前四項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

都道府県警察（読替え後）

第八条 警察庁長官は、第六条第二項の規定により都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、適性評価を実施することにより、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。

3 前条第二項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、同条第二項、第四項及び第五項中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

2 適性評価は、警察本部長が、その職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性に関し参考となるべき事項として政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

4 警察本部長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、前項の質問及び報告について対象職員に説明した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 前四項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

## ○ 契約業者の役職員の適性評価

## 行政機関（読替え前）

第七条 行政機関の長は、その職員に特別秘密（前条第一項の規定による取扱いの業務に係るものを含む。以下この条において同じ。）を取り扱わせるときは、適性評価（第二項から第六項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

- 2 適性評価は、行政機関の長が、その職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。
- 3 適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性に関し参考となるべき事項として政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。
- 4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、前項の質問及び報告について対象職員に説明した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 6 前四項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

## 契約業者（読替え後）

第九条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第七条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「その職員」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項から第五項まで中「対象職員」とあるのは「対象役職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】
- 2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者がその役員及び職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）に対して実施する。
  - 3 適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性に関し参考となるべき事項として政令で定めるものを調査し、対象役職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。
  - 4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象役職員若しくは対象役職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
  - 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、前項の質問及び報告について対象役職員に説明した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
  - 6 前四項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）・自衛隊法対照表

特別秘密の保護に関する法律（仮称）

自衛隊法

（目的）  
 第一条 この法律は、行政機関の保有する特に秘匿を要する情報について、その保護に關し必要な事項を定めることによりその漏えいを防止して、もって国及び国民の安全その他の利益の確保並びに我が国の行政機関の秘密保護体制に対する信頼の向上による国際的な情報共有の促進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。  
 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関  
 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）  
 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）  
 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他の政令で定めるもの  
 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、検察庁その他の他の政令で定めるもの  
 六 会計検査院

（特別秘密の指定）  
 第三条 行政機関の長は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。  
 2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

（防衛秘密）  
 第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。  
 2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲



<p>一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、 二 前項に規定する事項又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。 合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。</p>	<p>（指定の有効期間及び解除） 第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定に際し、十年を超えない範囲内での有効期間を定めなければならない。 二 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間が満了する場合において、引き続き当該指定に係る事項が同項に定める要件を満たすときは、政令で定めるところにより、当該有効期間の満了日の翌日から十年を超えない範囲内で有効期間を延長するものとする。 三 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に定める要件を満たさなくなったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。</p>	<p>（指定の調整） 第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受けた情報に係る事項を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該情報を最初に保有するに至った行政機関の長に協議しなければならない。</p>	<p>（他の行政機関等における特別秘密の取扱い） 第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。 二 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。 三 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者又は役務の提供者を業とする者が、第九條において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。</p>
---	--	---	---

（適性評価）

<p>一 ける方法により行わなければならない。 二 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、 三 前項に規定する事項の性質上前号の規定による化体する物件に標記を付すこと。 四 前項に規定する事項が同項において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。</p>	<p>（防衛秘密） 第九十六条の二 （略）</p>	<p>（防衛秘密） 第九十六条の二 （略） 三 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に關連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。</p>
--	-------------------------------	--

<p>3 前条第二項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。この場合においては、「警察本部長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有するものと認められた者により、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第二項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。この場合においては、「警察本部長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第七条 行政機関の長は、その職員に特別秘密（前条第一項の規定による取扱ひの業務に係るものを含む。以下この条において同じ。）を取り扱わせるときは、適性評価（第二項から第六項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することを行う。以下同じ。）により適性を有するものと認められた者にこれを扱わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。</p> <p>二 適性評価は、行政機関の長が、その職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に對して実施する。</p> <p>三 適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性に關し参考となるべき事項として政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。</p> <p>四 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に對し、他の公務員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、その職員の職務の他の公務員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>五 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、前項の質問及び報告について対象職員に説明した上で、当該対象職員の前四項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。</p> <p>6 前四項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。</p> <p>第八条 警察本部長は、第六条第二項の規定により都道府県警察の職員に特別秘密の取扱ひの業務を行わせるときは、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その職員のうち適性評価により適性を有するものと認められた者にこれを扱わせるようにするものとする。</p> <p>2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有するものと認められた者により、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第二項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。この場合においては、「警察本部長」と読み替えるものとする。</p>
--	--

第九条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第七条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「その職員」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項から第五項まで中「対象職員」とあるのは「対象役職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他の保護措置)

第十条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十二条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知りし特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。当該業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により、第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により、第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を取り扱う者を欺き、特別秘密を取り扱う者に暴行を加え

(防衛秘密)

第九十六条の二 (略)

2 3 (略)

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(委任規定)

第一百七十七条 この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 6 (略)

、又は特別秘密を取り扱う者を脅迫する行為  
 二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、  
 図画又は物件を保管するための施設への侵入、特別秘密を記録した電  
 磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関す  
 る法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセ  
 ス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為  
 2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十四条 第十二条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し  
 教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。  
 2 第十二条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動し  
 た者は、三年以下の懲役に処する。

第十五条 第十二条第三項、第十三条第二項又は共謀に係る前条の罪を犯  
 した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。  
 2 第十二条から前条までの罪は、刑法第二条の例に従う。

別表（第三条関係）  
 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの  
 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究  
 ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報  
 ハ 防衛に關し掲げる情報の収集整理又はその能力  
 ニ 防衛力の整備に關する見積り若しくは計画又は研究  
 ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又  
 は数量  
 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法  
 ト 防衛の用に供する暗号その他に掲げる情報の伝達のために供する  
 暗号  
 チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれ  
 りの物の研究開発段階のもの、性能又は使用方法  
 リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれ  
 らの物の研究開発段階のもの、性能、検査、修理又は試験の方法  
 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げる  
 ものを除く。）  
 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

別表第四（第九十六条の二関係）  
 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計  
 画若しくは研究  
 二 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の  
 重要な情報  
 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力  
 四 防衛力の整備に關する見積り若しくは計画又は研  
 究  
 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物  
 の種類又は数量  
 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法  
 七 防衛の用に供する暗号  
 八 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物  
 又はこれらの物の研究開発段階のもの、性能  
 又は使用方法  
 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物  
 又はこれらの物の研究開発段階のもの、性能、検査

第二百二十二条（略）  
 2・3（略）  
 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又  
 は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。  
 5・6（略）

第二百二十二条（略）  
 2・4（略）  
 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のう  
 ち第一項に規定する行為の遂行を共謀したもの、が自首  
 したときは、その刑を減輕し、又は免除する。  
 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従  
 う。

別表第四（第九十六条の二関係）  
 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計  
 画若しくは研究  
 二 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の  
 重要な情報  
 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力  
 四 防衛力の整備に關する見積り若しくは計画又は研  
 究  
 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物  
 の種類又は数量  
 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法  
 七 防衛の用に供する暗号  
 八 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物  
 又はこれらの物の研究開発段階のもの、性能  
 又は使用方法  
 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物  
 又はこれらの物の研究開発段階のもの、性能、検査

イ 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想

ロ 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容は

ハ 外交に関し収集した我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

の伝達の用に供する暗号その他ロに掲げる情報

十、修理又は試験の方法、防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

## 秘密保全法制の必要性について

### 1 情報漏えい事件から我が国の利益等を守る必要性

#### (1) インターネット上への情報漏えい

公務員による情報漏えいについては、外国情報機関等の情報収集活動によるもののほか、政府の方針や上司に不満を有する職員による告発や嫌がらせを目的とする不特定多数への漏えいが考えられるところ、昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、この類型に属する。また、国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案は、現在調査中であるが、この類型に属する可能性は否定できない。

従来、個人が情報を広く発信するにはマスメディアの力を借りる必要があったが、インターネットの普及に伴い、個人が身近な手段で誰の力も借りずに情報を広く発信できるようになり、政府の方針や上司に対する不満を有する職員が情報漏えいを実行しようとする場合の物理的・心理的ハードルが下がっていることが懸念される。加えて、ウィキリークスのようなサイトがこの種の情報漏えいを後押しし、政府の秘密を暴くことが社会正義に適っているかの如き風潮を生み、米国で極秘扱いのものを含む大量の外交公電等が不当に公開されるに至っており、情報ネットワークの進展に伴う新たな脅威が世界レベルで現出している。

インターネットを通じた情報の漏えいは、一度に大量の情報が漏れ得ること、漏れた情報が一瞬にして世界規模に拡散し、しかも回収不能であることが特徴であり、漏えい時の被害が甚大であるため、この新たな脅威への対応は喫緊の課題である。

#### (2) 外国情報機関等への情報漏えい

内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きるなど、外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は引き続き発生しており、諸外国においても、情報機関等の活動による情報漏えい事件が続いている。このため、公務員による外国情報機関等への情報漏えいを防止することは引き続き重要な課題である。

#### (別紙1) 主要な情報漏えい事件等の概要

### 2 外国との情報共有を推進する必要性

国際社会では、従来より、諸外国による外交活動において国際情勢に関する情報等が友好国等と共有されてきたほか、同盟国等との間で軍事に関する情報共有が進められてきたが、9.11米国同時多発テロ以後、国際テロ対策に関する各国の連携が強化されるなど、安全保障に関する協力の幅が広がっていることに伴い、国際間の情報共有が一層強化されつつある。

こうした中、我が国は、米国との間において、北朝鮮の核問題等の課題に対する協力関係を更に強化するとともに、国際テロ対策を含む安全保障上の課題に関する情報共有

や連携の強化に努めている。また、その他の友好国との間においても、安全保障に関する協力が進展しつつあり、例えば、二国間・多国間のテロ対策協議において、国際テロ情勢に関する情報共有やテロ対策についての意見交換に積極的に取り組んでいる。

こうした外国との連携を円滑に進めるにあたっては、機微な情報を含めた相手国との情報共有が必要不可欠になる。このため、多くの先進国は、秘密保全に対する相互信頼を構築した上で、他国との情報共有の強化を図っている。しかしながら、我が国の秘密保全に関する現行法制は漏えい時の罰則が軽いなど、他国に比べて見劣りすることは否定できないため、外国との秘密保全に係る相互信頼の構築が困難であり、情報共有の阻害要因となっている。

(別紙2) 情報共有を促進する上での情報保全の重要性に関する主な指摘

### 3 現行法令の問題点

秘密保全に関する現行法令をみると、国家公務員法等において、行政内部の服務規律の維持を目的とした一般的な守秘義務が定められている。しかし、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされており、その抑止力も十分とはいえない。

自衛隊の保有する秘匿性の高い重要な秘密については、平成12年のボガチョンコフ事件を契機として自衛隊法改正により防衛秘密の制度が導入された。しかし、防衛以外の分野においては、外国情報機関等による情報収集活動の脅威が存在しているにもかかわらず、何ら法的手当てがなされていない。

また、防衛秘密については、漏えいに対する罰則が強化されたものの、セキュリティ・クリアランスに関する規定がないなど、秘密の漏えいを防止するための制度として必ずしも包括的なものとなっているわけではない。

### 4 秘密保全法制を早急に整備する必要性

以上のように、情報ネットワークの進展に伴う新たな脅威が深刻な問題となる一方、外国情報機関等による情報収集活動の脅威が依然として存在していることから、これらの脅威に対応することは喫緊の課題となっている。加えて、外国との情報共有を推進する上で、秘密保全に関する現行法制は阻害要因となっている。

このため、防衛に関する秘密だけでなく、政府が保有する重要な秘密を確実に保全するため、秘密保全法制を早急に整備することが必要である。

なお、昨年11月に発生した尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件等を契機として開催された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」がまとめた報告書においても、「国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべきである」と指摘されている。

(別紙1) 主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自衛隊法違反 (懲役10か月)</li> <li>○ 懲戒免職</li> </ul>
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)</li> </ul>
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 (起訴猶予処分)</li> </ul>
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったものの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ MDA秘密保護法違反 (2年6か月猶予4年)</li> <li>○ 懲戒免職</li> </ul>
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したものの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員法違反  収賄 (起訴猶予処分)</li> <li>○ 懲戒免職</li> </ul>
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたものの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分)</li> <li>○ 停職12か月 (辞職)</li> </ul>
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	



## (別紙2) 情報共有を促進する上での情報保全の重要性に関する主な指摘

- 米國務長官と防衛大臣の会談（平成19年8月）

ライス長官より、情報保全は極めて重要である、今後BMD協力等でセンシティブな情報の共有を進めるに当たっては、情報保全の問題の取り組みが特に重要になる旨発言。
- 第2回日豪外務・防衛閣僚協議共同ステートメント（平成20年12月）

14. 閣僚は、情報保全政策の向上に支えられたより緊密な情報共有は、二国間及び日米豪三国間の安全保障協力のあらゆる分野におけるより緊密な協力のための重要な支援となることを強調した。
- 「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書（平成22年8月）
  - 第二章 防衛力のあり方
    - 第3節 日本周辺地域の安定の確保
      - ① 情報収集・警戒監視・偵察活動の強化

平素からの防衛力の運用は、日本の防衛・安全確保のための抑止力として必要であるが、それは地域の安全保障環境の安定確保にとっても重要である。現在、自衛隊の態勢として、空自レーダーサイト等による日本周辺の上空監視、海自哨戒機による周辺海域航行船舶の状況監視などを行っているほか、日本周辺で軍事的に特異な事象を察知すれば、自衛隊の様々なアセットを用いた情報収集が行えるようになっている。このようなISR活動によって周辺各国の軍事動向を的確に把握し、日本の情報優位を確立すべきである。

今後のISR活動の強化の方向性として、宇宙、サイバー空間、空中、水中などの空間をシームレスに状況監視できることが必要となっていく可能性がある。そのために必要であれば、法改正や無人装備を含め新たな装備導入も検討すべきである。また、ISR活動を支えるため、周辺の友好国・地域との情報協力を強化すべきであり、そのためにも日本の情報保全の強化が必要である。
  - 第四章 安全保障戦略を支える基盤の整備
    - 第1節 内閣の安全保障・危機管理体制の基盤整備
      - ② 情報機能の強化

また、これまで実施されてきた様々なタイプの情報収集に加え、日本が今後、特に力を入れるべき領域として、宇宙やサイバー空間の状況監視、対外的情報収集（ヒューミント）などが指摘される。日本としては、これらの情報収集・分析能力の強化に取り組むとともに、中長期的に安全保障を目的とした衛星システムの整備に努める必要がある。また、デュアル・ユース技術を活用して、陸域・海域観測衛星、海洋探査、地理空間情報システムを整備し、日本とその周辺における海洋監視能力を向上させる

必要がある。これら日本が独自に収集した情報を適切に保護するためにも省庁間における秘区分および取扱手続の共通化など、政府横断的な取り組みとして情報保全の強化を一層進めるべきである。なお、情報保全の強化とともに適切な文書管理にも配慮する必要がある。

また、今日の世界で、日本だけで安全保障上の課題に取り組むことは不可能である。インテリジェンスの分野で日本のパートナーを増やし、他国との情報協力を進めるためにも、情報保全機能を強化して日本に対する信頼を増進しなければならない。

こうした情報保全の強化の取り組みに法的基盤を与えるため、秘密保護法制が必要である。

○ 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（平成23年6月）

Ⅲ. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

(3) 日米同盟の基盤の強化

- 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

## 秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野

### 1 総論

政府が保有する秘密を厳格な保全措置の対象とする場合、秘匿の必要性の程度は秘密によって様々であり、他方で、国民の知る権利や国の説明責任への影響、行政コストの増大などといった事情を配慮する必要もある。そこで、本法制においては、特に秘匿の必要性が高い秘密に限ってその保護の対象とすべきと考えられる。

そして、国の利益及び国民の安全を確保するために政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国の主権を維持してその存立を守ることにあることに鑑みると、国の存立にとって重要な秘密を本法制の対象とすることが考えられる。

### 2 具体的検討

#### (1) 防衛に関する秘密

国の存立のためには、外国からの武力攻撃を防衛活動により抑止・排除することが重要であるところ、防衛に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内が外国に知られることにより、武力攻撃の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、防衛に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

#### (2) 外交に関する秘密

国の存立のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の重大な利益の確保に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、外交に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

#### (3) 公共の安全と秩序の維持に関する秘密

外国からの武力攻撃だけでなく、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や、国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為を抑止・排除することも国の存立にとって重要である。

また、国際社会において我が国の重大な利益を確保するためには、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等を抑止・排除する必要がある。

国の存立を脅かし得るこれらのような行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の

抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、公共安全と秩序の維持に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

指定権の所在、指定の効果・調整について（案）

1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) ある行政機関で保有されている情報が特別秘密に指定されようとする場合、行政機関相互の情報共有により、他の行政機関においても当該情報が保有されているという事態が想定される。このような場合における当該情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の4つの見解が考えられる。

- ① 当該情報を保有する機関ごとにそれぞれが独自に指定権を行使するとの見解
- ② 国の複数の行政機関を統轄する機関が一元的に指定権を行使するとの見解
- ③ 各行政機関ごとに指定権を行使し得るものの、行使に当たっては相互に統一的な運用を図るとの見解
- ④ ひとつの行政機関による指定の効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、指定権は国の複数の行政機関において統一的に行使されるべきであり、①の見解は採り得ない。

次に、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、②の見解は採り難い。

次に、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。

(3) そこで、④の見解が最も妥当であると考えられる。

2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳重な管理措置を採る必要が生じることになるため、指定に当たっては、行政機関相互で調整を図る必要がある。

(2) そこでまず、どの行政機関が指定権を行使し得ると解すべきなのかが問題となる。

この点、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられる。

ただし、特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）が、当該情報の伝達を受けた他の行政機関による1次機関の意向を無視した指定権行使のために、当該情報の取扱いの変更を強いられることになった場合、1次機関としては、そのような事態を避けるために他の行政機関との情報共有を控えるようになり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねない。

したがって、当該情報を保有する行政機関のいずれもが指定権を行使し得るものの、1次機関に優先的地位が与えられるべきであると考える。

(3) このように解した上で、以下の3つの具体的事例について、指定の調整の要否を検討することとする。

- ① 1次機関である機関Aが指定後、機関Bに伝達する場合
- ② 機関Aが機関Bに伝達後、機関Aにおいて指定する場合
- ③ 機関Aが機関B（及び機関C）に伝達後、機関Bにおいて指定する場合

ア ①の場合について

機関Aによる指定後、機関Bはそれを了知し、厳重な管理措置を採る準備を整えた上で伝達を受けることになるのであって、そもそも指定の調整が問題になる余地はない。

イ ②の場合について

(ア) 機関Aは1次機関であり、優先的地位が与えられるため、機関Bに伝達した後であっても指定権の行使が制限されることはない。

よって、②の場合、指定の調整は不要であり、機関Aは、独自の判断で指定権を行使することができ、他方で機関Bは、指定により当然に当該情報を特別秘密として扱うことになる。

(イ) ただし、機関Aによる指定後にその通知を受けるのみでは、機関Bとしては、自己とは関係のない事情によって当該情報の取扱いを変更し、直ちに厳重な管理措置を採る必要が生じることとなり、準備時間が不足するおそれがある。

したがって、機関Aは、指定前に機関Bへの通知を行い、準備を促す機会を設けるべきであると考える。

ウ ③の場合について

(ア) 機関Bは、1次機関ではないため、優先的地位を有する機関Aに協議する必要がある。

その結果、機関Aが同意すれば、機関Bが指定権を行使することになる。他方、機関Aが同意しなければ、機関Bは指定権を行使することができない。<sup>1</sup>

このように、③の場合、指定の調整が必要であり、機関Bは、当該情報を特別秘密に指定しようとする場合、独自の判断で指定権を行使することはできず、機関Aに協議する必要がある。

(イ) なお、機関Aが機関Bのみならず機関Cに対しても当該情報を伝達している事例が考えられる。この事例においても機関Bは機関Aに協議する必要があるところ、その結果、機関Aが同意しなければ、機関Bは指定権を行使することができない。

他方、機関Aが同意した場合、機関Bと機関Cの関係が問題になるが、優先的地位を有する機関Aがその地位を機関Bに譲るとの判断をしたのであるから、機関Cにおいてもその判断を尊重すべきであると考えられる。したがって、機関B

\*1 協議の結果、機関Bではなく機関Aが自ら指定権を行使することもあり得る。

と機関Cは、②の場合における機関Aと機関Bと同様の関係に立つことになると考える。

- (4) 以上より、指定の調整を必要とするのは、②の場合、すなわち、1次機関以外の機関が指定権を行使しようとする場合であり、当該機関は、1次機関に協議する必要がある。

**適性評価制度の法制化について（案）****1 適性評価制度とは**

特別秘密を保全するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底することが重要である。具体的には、特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること、真に必要な者に限って取り扱わせること、管理責任を明確化すること及び特別秘密を取り扱う者の保全意識を高めることが必要である。

このうち、「特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること」により、特別秘密を漏えいするリスクが認められる者をその取扱者からあらかじめ除外し、漏えいの可能性を低減しようとする仕組みが適性評価制度である。

具体的には、秘密情報を取り扱わせようとする者（以下「対象者」という。）について、日頃の行いや取り巻く環境を調査し、対象者が特別秘密を自発的に漏えいするリスク、意図せず特別秘密を漏えいしてしまうリスク及び外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいするリスクの程度を評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを判断する制度である。

**2 諸外国における適性評価制度**

このような制度は、米、英、独、仏等の諸外国において、国にとって重大な秘密情報を保全する制度の一部として既に導入・運用されており、その共通点としては

- ① 法令等により制度が根拠付けられていること。
- ② 対象者は原則として秘密の取扱者全てであり、その中には国の行政機関から事業の委託を受ける民間事業者等の役員及び職員も含んでいること。
- ③ 実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等により情報を収集することとし、情報の収集・裏付けのために公私の団体に対して犯罪経歴、渡航履歴等の照会を行っていること。
- ④ 各行政機関の長が実施していること。
- ⑤ 評価の結果を本人に通知するとともに、定期的に改めて評価を行っていること。等を挙げることができる。

**3 我が国における適性評価制度の法制化の必要性**

我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報（特別管理秘密）の取扱者に対して適性の評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。



③ 適性評価の実施権者（対象者が適性を有していると認める権限がある者をいう。）が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象者から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや保管に限界があること。

等の課題がある。

適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、所要の規定を設けることは、特別秘密の保全の実効性を高める観点から必要であると考えられる。

平成23年9月 日  
内閣情報調査室

## 実施権者について（案）

### 1 基本的な考え方

国の存立にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者（対象者が特別秘密を取り扱うに足る適性を有していると認める権限を有する者をいう。）は、原則として国の行政機関に属するものをもって充てる必要がある。

### 2 秘密を取り扱う機関ごとの実施権者

このような考え方に基づいて、以下、特別秘密を取り扱う機関ごとに実施権者を検討する。

#### (1) 国の行政機関

国の行政組織は、法令の定める任務及び所掌事務について各行政機関ごとに業務を処理していることを踏まえ、国の行政機関の職員についての適性評価は、それぞれの行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

#### (2) 都道府県警察

警察事務は、本来、住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つものであり、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与している。こうした警察事務の性格と我が国の現行警察制度を併せ考え、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監・道府県警察本部長を実施権者としてすることとする。

#### (3) 民間事業者等

民間事業者等は、行政機関等から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うこととなるため、民間事業者等の職員の適性評価の実施権者は、事業を委託した機関における実施権者としてすることとする。

## 評価の観点と調査事項の関係について（案）

### 1 趣旨

秘密を取り扱う者がこれを漏えいする背景・理由を踏まえると、特別秘密を取り扱わせようとする者による漏えいリスクは、以下の3つの観点から評価することが考えられる。

- ・ 取扱者が特別秘密を自発的に漏えいしないか。
- ・ 取扱者が特別秘密を意図せず漏えいしてしまわないか。
- ・ 取扱者が外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいしないか。

以下、それぞれの観点と漏えいリスクとの関わり及びこれに結び付き又は示唆する具体的な事項について考察する。

### 2 評価の観点と漏えいリスクとの関わり及び調査事項

#### (1) 「取扱者が特別秘密を自発的に漏えいしないか」について

特別秘密の漏えいを是認する信条や利得を有する者は、それを動機として自発的に漏えいを行う直接的なリスクが存在することから、秘密の取扱者から除外する必要がある。具体的には、暴力的な政府転覆活動その他の我が国の利益を害する活動に関与する者、我が国よりも外国における自己の利益を有し、又は外国に忠誠心等の特別な感情を抱く者、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受け感化された者、経済的に追い詰められている者が該当し得る。

これらの信条や利得に着目すると、具体的には、身元、学歴・職務の経歴、我が国の利益を害する活動への関与、外国に係る活動、信用状態、親族の身元、情報保全を確実に行うことを疑わせる言動といった事項が、自発的な漏えいリスクの評価に有効な判断材料を提供すると考えられる。

#### (2) 「取扱者が特別秘密を意図せず漏えいしてしまわないか」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保全に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、日頃から規範意識が欠落している者、合理的な行動をとるべく自己を管理できない者又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る者に漏えいを防止する措置を実践することは期待できないことから、こうした者に特別秘密を取り扱わせれば、本人にその意図がなくとも漏えいしてしまうことになりかねないと考えられる。

これらの実践能力に着目すると、具体的には、犯罪及び懲戒の経歴、信用状態、精神疾患、薬物の影響・濫用、飲酒、情報の取扱いに係る非違、情報保全を確実に行うことを疑わせる言動といった事項が、意図せず漏えいしてしまうリスクの評価に有効な判断材料を提供すると考えられる。

#### (3) 「取扱者が外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいしないか」について

特別秘密の取扱者が自発的に漏えいしたり、意図せず漏えいしてしまう事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者にとって他人に知られたくない事情に付け込み、あるいは取扱者に経済的な影響力を行使できる立場を利用して取扱者の意思を抑圧して漏えいを実行させることが考えられる。

ある特定の事情が全ての対象者にとって一様に「弱み」になるとは限らないが、例えば、職務の経歴、犯罪及び懲戒の経歴、外国に係る活動、信用状態といった事項の中に弱みとなり得る事情があると考えられることから、これらの事項が圧力に屈した漏えいリスクの評価に有効な判断材料を提供すると考えられる。

平成23年9月 日  
内閣情報調査室**公私の団体への照会について（案）****1 照会する必要性**

実効性のある適性評価を実施するためには対象者に関する個人情報に正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず対象者から調査票の提出を受け、次に面接等により対象者から詳細な説明を求め、加えて調査票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合には対象者から疎明資料の提出を受けること考えられる。

しかし、

- 虚偽や不十分な情報を提供して適性を有すると判断されようとする者も想定されること、適性評価は対象者の発意ではなく特別秘密を取り扱う機関の必要により実施され、対象者本人の責めに帰すべき非行等が疑われているなどの対象者本人に説明責任が求められる状況とは異なるために、積極的に個人情報を提供する動機付けが必ずしも強いとはいえないことから、対象者が適性評価の実施に同意したとしても、対象者本人として提供する情報が正確かつ必要十分とは限らないこと。
- 対象者本人として正確かつ必要十分な情報を提供したとしても、その情報を実施権者が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されること。

から、実施権者が正確かつ必要十分な情報を把握し、理解するためには、実施権者が行政機関、金融機関、医療機関その他の公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

**2 個人情報の保護に係る法令との関係**

本法制で実施権者が公私の団体に照会するものは対象者の個人情報であるため、照会を受けた公私の団体から実施権者への報告は、個人情報の保護に係る法令と整合的な方法で行われることが要請される。

ここで関連法令をみると、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項の規定等は、個人情報取扱事業者又は個人情報を保有する行政機関の長（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が、本人の同意を得ないで照会に係る個人情報を第三者に提供することを原則として制限している。ただし、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号の「他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、個人情報取扱事業者等は本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができることとされている。

したがって、個人情報の保護に係る法令と整合させるためには、

- (1) 実施権者が公私の団体に照会し報告を求めるに当たり、運用上、本人の同意を得る方法
- (2) 実施権者が公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法制に規定する方

法

の2つの方法が考えられる。

### 3 照会権限を規定する理由

適性評価制度を安定的かつ効率的に運用するためには、以下の理由により、第一義的には2(2)の方法によることとする必要があると考えられる。

- 対象者本人の責めに帰すべき非行等がないにもかかわらず、行政機関や民間事業者が人事管理のために通常保有していないプライバシーに深く関わる情報について実施権者が明確な根拠がないまま第三者に提供を求めても、一般的には協力を得ることは困難と見込まれること。
- 照会を受けた側がその照会に応じる意図があったとしても、本人の同意のみを根拠とすれば、本人が同意していることを確認する注意義務が発生し、その煩わしさが照会に応じること自体への障害になる一方で、法令の定めに基づいて実施権者が照会をする場合にはその煩わしさがなく、照会を受ける側の負担が軽減できること。
- 実施権者が照会し、報告を求める内容及びその相手方を法令に明記し、制度化することにより、相手方である個人情報取扱事業者等が照会の背景・理由、報告の必要性やその内容を容易に理解することができること。

### 4 照会権限を法律事項とする理由

本法制の適性評価制度では、実施権者である行政機関等が一定の事項について一定の範囲の公私の団体に反復・継続して照会し、報告の提出を求めることが想定されるところ、これは照会を受ける相手方にとってはその自由な活動を制約するなどの負担になると考えられる。

このため、本法制においては、照会権限を固有に法律に規定する必要がある。

なお、他の立法例においても、照会権限は全て法律に規定されている。

#### 【参照条文】

##### ○検察審査会法（昭和三十二年法律第四百七十七号）（抄）

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

##### ○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（公務所等に対する照会）

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 地方裁判所は、裁判員候補者について、裁判所の前項の判断に資するため必要があると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～5 （略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 （略）

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 （略）

3・4 （略）

平成23年9月 日  
内閣情報調査室

## 同意の取得について（案）

### 1 適性評価の実施に係る対象者の同意

適性評価の実効性を確保するためには、対象者に関する個人情報のうち人事管理のために通常保有しているものだけでなく、本人の信用状態や精神疾患等プライバシーに深く関わるものも新たに取得する必要がある。

この点、一般には個人情報の取得は、適正な方法によればよく、本人の明示的な同意を得ることは法律上の要件とはされていない。

しかし、対象者本人の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長や民間事業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことをもって、対象者本人が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑みると、対象者の個人情報の保護に配慮し、及び対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を対象者の明示的な同意に係らしめることが適当と考えられる。

### 2 公私の団体への照会に係る対象者の同意

照会権限を法定することにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項及び個人情報保護法（平成15年法律第57条）第23条第1項の規定に基づき個人情報を取得することは法制上可能であるが、可能な限り個人情報の保護に配慮する観点から、また、実態的に照会を受けた公私の団体や質問を受けた知人がこれに応じやすくする環境を整備するため、対象者の明示的な同意に係らしめることが適当と考えられる。

### 3 同意が得られない場合の措置

適性評価の実施や公私の団体への照会等に同意が得られない場合には、適性評価に着手できないか、十分な調査を行うことができず、漏えいのリスクの程度を評価することが困難であることから、結果として適性を有すると判断しないこととなる。

#### 【参照条文】

#### ○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～5 （略）



6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 (略)

2.～5 (略)

### ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

(利用目的の明示)

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（略）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（略）、地方公共団体又は地方独立行政法人（略）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 (略)

3・4 (略)

平成23年9月 - 日  
内閣情報調査室

### 秘密の管理に関係する内容の法律事項について（案）

1 秘密の管理に関係する内容を規定している法令としては自衛隊法における防衛秘密の例があるが、同法の規定をみると、秘密の指定以外の個別具体的な保全措置は政令で定めることとされており（第96条の2第4項）、今般の秘密保全法制の法律事項を検討する上で、参考になるものと考えられる。

2 ただし、今般の秘密保全法制に規定する保全措置のうち、防衛秘密の保全措置になく新たに導入する適性評価制度については、以下の2つの事項に関係する必要最小限度の内容は法律で規定することが適当と考えられる。

#### (1) 公私の団体への照会権限

実効性のある適性評価を実施するためには対象者に関する個人情報と正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、対象者本人から調査票の提供を受けるなどの方法が想定される。しかし、

○ 虚偽や不十分な情報を提供して適性を有すると判断されようとする者も想定されること、適性評価は対象者の発意ではなく特別秘密を取り扱う機関の必要により実施され、対象者本人の責めに帰すべき非行等が疑われているなどの対象者本人に説明責任が求められる状況とは異なるために、積極的に個人情報を提供する動機付けが必ずしも強いとはいえないことから、対象者が適性評価の実施に同意したとしても、対象者本人として提供する情報が正確かつ必要十分とは限らないこと。

○ 対象者本人として正確かつ必要十分な情報を提供したとしても、その情報を実施権者が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されること。

○ 対象者本人の責めに帰すべき非行等がないにもかかわらず、行政機関や民間事業者が人事管理のために通常保有していないプライバシーに深く関わる情報について実施権者が明確な根拠がないまま第三者に提供を求めても、協力を得ることは困難と見込まれること。

から、実施権者が正確かつ必要十分な情報を把握するためには、明確な根拠に基づいて実施権者が第三者に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

そして、本法制の適性評価制度では、実施権者である行政機関等が一定の事項について一定の範囲の公私の団体に反復・継続して照会し、報告の提出を求めることが想定されるところ、これは照会を受ける相手方にとってはその自由な活動を制約するなどの負担になると考えられる。

このため、本法制においては、照会権限を固有に法律に規定する必要がある。

なお、他の立法例においても、照会権限は全て法律に規定されている。

## (2) 適性評価の実施に係る対象者の同意

適性評価の実効性を確保するためには、対象者に関する個人情報のうち、行政機関や民間事業者が人事管理のために通常保有しているものだけでなく、本人・配偶者の信用状態や親族に関わる情報といったプライバシーに深く関わるものも新たに取得する必要がある。

この点、一般には個人情報の取得は、適正な方法によればよく、本人の明示的な同意を得ることは法律上の要件とはされていない。

しかし、対象者本人の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長や民間事業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことをもって、対象者本人が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても、実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑みると、対象者の個人情報の保護に配慮し、及び対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を対象者の明示的な同意に法律上係らしめることが立法政策上必要であると考えられる。

## (参考) 照会権限を規定している制度の例

- ① 保護の実施機関（都道府県知事等）及び福祉事務所長が、保護すべきかを決定し、又は保護を実施するために必要がある場合に、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行その他の関係人に対し、報告を求めることができることとしている。（生活保護法第29条）
- ② 行政庁（都道府県知事等）が特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関し、受給資格者等の資産や収入等の状況を調査する必要がある場合に、郵便局その他の官公署に対し、書類の閲覧や資料の提供を求め、又は銀行その他の機関、受給資格者の雇用主等に対し、報告を求めることができることとしている。（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条）
- ③ 検察審査員候補者等について、欠格事由、就職禁止事由及び辞退事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査会事務局長が公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとしている。（検察審査会法第12条の6）

## 参照条文

## ○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2・3 （略）

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（調査の囑託及び報告の請求）

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、この法律による保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○特別扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）（抄）

（資料の提供等）

第三十三条 行政庁は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者若しくは障害児の資産若しくは収入又は障害児に対する第三条第三項第二号に規定する年金たる給付、重度障害児に対する第十七条第一号に規定する給付若しくは特別障害者に対する第二十六条の四に規定する給付の支給状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

○檢察審査会法（昭和三十二年法律第四百四十七号）（抄）

第五条 次に掲げる者は、檢察審査員となることができない。

一・二 （略）

第六条 次に掲げる者は、檢察審査員の職務に就くことができない。

第八条 次に掲げる者は、檢察審査員の職務を辞することができる。

第十二条の三 檢察審査会事務局長は、檢察審査委員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての檢察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

一 第五条各号に掲げる者でないこと。

二 第六条各号に掲げる者でないこと。

三 第八条各号に掲げる者でないこと。

第十二条の六 檢察審査会事務局長は、檢察審査員候補者又は檢察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての檢察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

平成23年9月 日  
内閣情報調査室

特別秘密の漏えい罪と公務員法上の守秘義務違反罪との関係について（案）

1 問題の所在

本法制における保護の対象となる特別秘密は、国家公務員法等<sup>\*1</sup>上の守秘義務に係る秘密に包含される関係にあるため、守秘義務を負う者が特別秘密を漏えいした場合、漏えいという1個の行為が、本法制の特別秘密漏えい罪にも、国家公務員法等の守秘義務違反罪にも該当するように考えられる。

そこで、両罪の関係をどのように整理すべきか、具体的には、

- ①いずれかの罪しか成立しないのか、それとも両罪が成立するのか（犯罪の個数（罪数）の問題）
- ②両罪が成立するとした場合、どのような刑罰が科されることになるのか（処断刑の問題）

が問題となる。

2 検討

(1) ①罪数について

ア 罪数決定の基準については、刑法上特に規定は設けられていないが、構成要件充足の回数を基準とする構成要件標準説が判例・通説となっている。

この点、構成要件の充足につき特殊な評価をするケースとして、1個の行為が複数の構成要件に該当するような外観を有しているものの、実は構成要件相互の関係で1個の構成要件しか充足しないと評価される場合や、数個の行為が包括して1回の構成要件的评价を受ける場合がある。前者を法条競合、後者を包括一罪という。

法条競合に該当するのは、複数の構成要件相互が以下の3つの関係<sup>\*2</sup>に立つ場合であるとされている。

(ア) 特別関係

構成要件相互が一般法と特別法の関係に立つ場合である。例えば、業務上横領行為は、特別法である業務上横領罪（刑法253条）と一般法である横領罪（252条）の両罪に該当するよう見えるが、業務上横領罪しか成立しない。

(イ) 補充関係

構成要件の一方（補充法）が他方（基本法）を補充する関係に立つ場合である。

\*1 現行法上の守秘義務違反罪の一覧については別添資料1参照。

\*2 3つの関係以外に、吸収関係（法定刑の重い構成要件により評価されることで十分であって、他の構成要件により評価されることを不必要とする場合。例えば、同一の行為についての既遂罪と未遂罪。）も法条競合の1つとする説もあるが、異論も多く（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第3巻」（青林書院）30頁参照）、ここでは法条競合として取り扱わないこととする。

例えば、人に暴行を加えて傷害を負わせた行為は、基本法である傷害罪（刑法204条）と補充法である暴行罪（208条）の両罪に該当するよう見えるが、傷害罪しか成立しない。

(ウ) 択一関係

構成要件相互が両立し得ない関係に立つ場合である。例えば、他人のための事務処理者が自己の占有する他人の物を不法に処分した行為は、横領罪と背任罪（刑法247条）の両罪に該当するよう見えるが、いずれかしか成立しない。

イ 本事例においては、まず、行為が1個であるため、包括一罪には該当しない。

次に、法条競合について見ると、特別関係と補充関係は、一方（一般法・補充法）が他方（特別法・基本法）を全面的に包摂する場合であると解されている（平野龍一「刑法総論Ⅱ」（有斐閣）411頁参照）。この点、特別秘密漏えい罪は、主体が公務員に限られず、特別秘密の保護そのものを保護法益とする一方で、守秘義務違反罪は、主体が公務員に限られ、公務員の服務規律の維持を保護法益としている。このように、主体及び保護法益を異にしている以上、両罪は一方が他方を全面的に包摂する関係ではなく、特別関係又は補充関係には該当しない。また、両罪は、保護法益が異なるため、一方が他方を排除する関係ではなく、相互に両立し得るものであり、択一関係にも該当しない。

以上より、本事例については、包括一罪又は法条競合には該当せず、特別秘密漏えい罪と守秘義務違反罪の両罪が成立すると考えられる。

(2) ② 処断刑について

処断刑の決定については、刑法上規定があり、原則として併合罪（刑法45条）として処断されるが、例外的に、観念的競合（54条1項前段）又は牽連犯（同項後段）の関係に立つ場合は一罪として処断される。

本事例においては、漏えいという1個の行為が特別秘密漏えい罪と守秘義務違反罪という2つの罪名に触れる場合であり、観念的競合として一罪として処断されることになる。

3 備考

(1) 過去の国会答弁<sup>\*3</sup>において、政府説明員が、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（以下「MDA秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密漏えい罪と自衛隊法上の守秘義務違反罪の関係につき法条競合である旨説明したことがある。特別防衛秘密漏えい罪も本法制の特別秘密漏えい罪と同じく、秘密の保護そのものを保護法益としているため、この答弁によれば、特別秘密漏えい罪と守秘義務違反罪の関係は法条競合と解すべきではないかとの指摘があり得る。

しかしながら、当時の学説上、法条競合と観念的競合の関係について諸説があり、法条競合の中に観念的競合が含まれるとする学説もあったため、この答弁の存在は、特別秘密漏えい罪と守秘義務違反罪の関係を観念的競合と解することを妨げるもので

\*3 昭和29年5月19日参・法務委における桃沢説明員（法務省刑事局公安課長）の答弁。

はないと考えられる。

- (2) なお、平成14年の自衛隊法一部改正により防衛秘密制度を創設する際、防衛秘密漏えい罪（同法122条1項）と守秘義務違反罪（118条1項1号、59条1項）の関係について、観念的競合に当たるものと整理されている\*4。

---

\*4 別添資料2参照。

(資料1) 国家公務員の守秘義務違反罪一覧

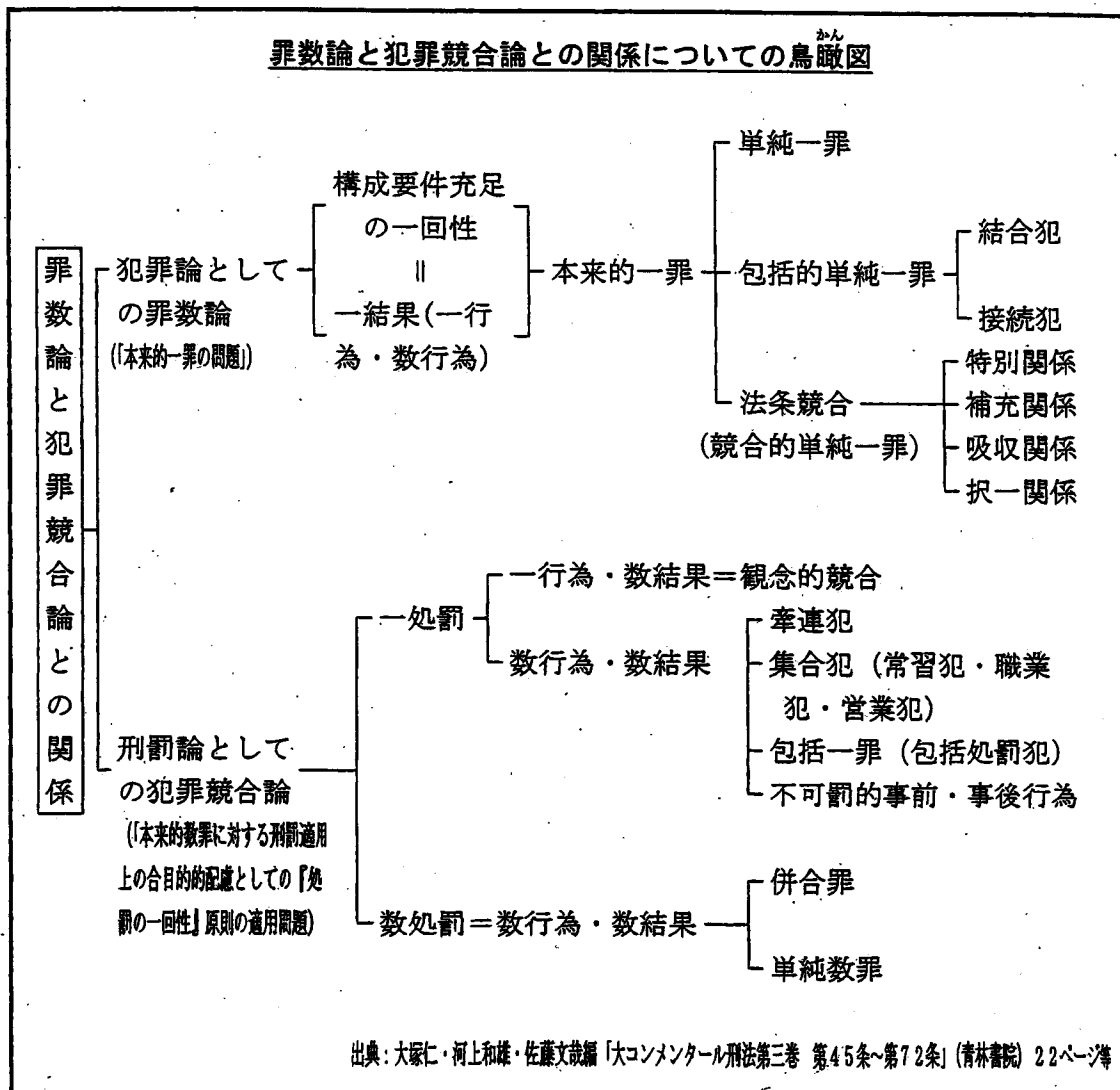
種別	根拠法	条文	法定刑	
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
特別職国家公務員	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、 政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員(隊員)	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3 8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	
政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32 7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	



平成13年8月17日  
情報保全企画室

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第59条第1項並びに第118条第1項柱書き及び同項第1号に規定する罪と自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案による改正後の自衛隊法第122条第1項に規定する罪との関係について

- 1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員（以下、単に「隊員」という。）が自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案による改正後の自衛隊法（以下「改正自衛隊法」という。）第122条第1項に規定する罪を犯した場合、自衛隊法第59条第1項に規定する秘密が結果的に防衛秘密を包含する関係となっていることから、改正自衛隊法第122条第1項に規定する罪（以下「防衛秘密漏えい罪」という。）と自衛隊法第59条第1項並びに第118条第1項柱書き及び同項第1号に規定する罪（以下「守秘義務違反罪」という。）との関係をどのように整理するかが問題となる。そこで、まず、両者の関係を検討する前提として、罪数についての全体構造を整理すると次の図のとおりとなる。



2 刑法上の評価は格別、自然観察的にみた場合、隊員が防衛秘密漏えい罪を犯したとき、同時に守秘義務違反を犯していることは明らかであり、罪数論と犯罪競合論との関係についての鳥瞰図（以下単に「図」という。）に従えば、これを1行為とみなすか、数行為とみなすか、また、1結果とみなすか、数結果とみなすかという問題に帰着する。

この場合の組み合わせとしては、(ア)1行為・1結果、(イ)1行為・数結果、(ウ)数行為・1結果、(エ)数行為・数結果の4通りの組み合わせが考えられるが、(ア)及び(ウ)は共に1結果であり、図において、本来の一罪として一括りにされることとなることから、①本来の一罪、②1行為・数結果、③数行為・数結果の3つの場合について、順次検討することとしたい。なお、単純一罪でないことは明白であるので、これについては、検討しない。

3 以下、まず、本来の一罪について検討する。

(1) まず、結合犯である。結合犯とは、それぞれ独立して犯罪となる複数の行為に区分できる一連の行為を結合して、1個の犯罪として構成する場合をいうものとされている。例えば、強盗罪（刑法（明治40年法律第45号）第236条第1項）は暴行・脅迫とそれによる盗取との結合犯であり、強盗殺人罪（刑法第222条）は、強盗罪（刑法第236条）と殺人罪（刑法第199条）の結合犯とされる。この場合、暴行罪（刑法第208条）・脅迫罪（刑法第222条）・窃盗罪（刑法第235条）に分割されたり、強盗罪と殺人罪とに分割されたりすることはない（藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」（有斐閣）224ページ参照）。本件について、守秘義務違反罪と防衛秘密漏えい罪とを結合する犯罪規定がない以上、結合犯を検討する必要はない。

(2) 次に、接続犯である。接続犯とは、一連の数個の犯罪行為がそれぞれ同一の構成要件を充足しながら、これらが同一の法益侵害を志向し、かつ時間的・場所的に接近しているため、全体を包括的に観察し、一罪として評価すれば足りるものをいうとされる。最高裁判所の判例（昭和24年7月23日判決）に現れた事例としては、2時間の間に同一倉庫から3回にわたって米俵を盗んだ場合が挙げられる（藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」（有斐閣）557ページ参照）。守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とはこのような例に当てはまるものではないことから、接続犯も検討する必要はないと解する。

(3) 続いて、法条競合の場合である。法条競合とは、条文上数個の構成要件に該当するようにみえるが、実は構成要件相互の関係で1個の構成要件にしか該当しない場合をいう（前田雅英著「刑法総論講義第三版」（東京大学出版会）471ページ参照）。

法条競合は、図にあるように、一般に次の4種類に分類される。

- ① 特別関係 一個の行為が2つの刑罰法規に該当するようにみえるが、その2つの刑罰法規が一般法と特別法の関係に立つ場合をいう。この場合、特別法のみが適用される（「特別法は一般法を拒否する（Lex specialis derogat legi generali.）」）。例えば、業務上横領行為は、業務上横領罪（刑法第253条）に該当するのみならず横領罪（刑法第252条）にも該当するようにみえるが、業務上横領罪しか成立しない。
- ② 補充関係 基本となる構成要件を補充する構成要件が定められている場合をいい、

基本となる構成要件に該当しない場合にのみ補充する構成要件に該当する。例えば、殺人未遂罪（刑法第199条及び第203条）は殺人既遂罪（刑法第199条）が成立すればその適用の余地がなく、建造物等以外の放火罪（刑法第110条）は、現住建造物等放火罪（刑法第108条）や非現住建造物等放火罪（刑法第109条）が成立しない場合にのみ問題となる。

- ③ 吸収関係 ある構成要件該当行為が、ほかの構成要件該当行為を通常随伴する場合で、前者のみをもって評価すれば足りる場合をいう。例えば、一般には、人を殺す際に着衣を損傷したとき、殺人罪により着衣の器物損壊罪（刑法第261条）が吸収され、住宅を焼き払った行為については刑法第108条の適用により刑法第260条の建造物損壊罪の適用が無用となる場合であるとされる。
- ④ 択一関係 1つの行為に適用可能な複数の構成要件が存在し、それらが相互に両立し難い場合を意味し、それらの内の1個のみが適用される。例えば、横領罪（刑法第252条）と背任罪（刑法第247条）、未成年者誘拐罪（刑法第224条）と営利誘拐罪（刑法第225条）がその例とされる。

- (4) 特別関係については、一般法に対して、刑が加重されるか、軽減されるかにより、「加重的法規の特別関係」の場合と「軽減的法規の特別関係」の場合とに分類される。加重的法規の特別関係にあるものとしては、上述の業務上横領罪（刑法第253条）と単純横領罪（刑法第252条）のほか、常習賭博罪（刑法第186条第1項）と単純賭博罪（刑法第185条）、強姦罪（刑法第177条）と強制わいせつ罪（刑法第176条）、尊属遺棄罪（刑法第218条第2項）と単純遺棄罪（刑法第217条）、自衛隊法第121条又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第5条に規定する罪と器物損壊罪（刑法第261条）等があり、軽減的法規の特別関係にあるものとしては、同意殺人罪（刑法第202条）と普通殺人罪（刑法第199条）、森林窃盗罪（森林法（昭和26年法律第249号）第197条又は第198条）と窃盗罪（刑法第125条）等がある。

これらの関係は、「いわば大きな円（一般法）が小さな円（特別法）を全面的に包摂する場合である」（平野龍一著「刑法総論Ⅱ」（有斐閣）411ページ）とされる。守秘義務違反は、犯罪の主体が隊員に限られ、その保護法益も服務規律の維持とされるのに対し、防衛秘密漏えい罪は、犯罪の主体が「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」として隊員に限られず、その保護法益も秘密の保護そのものとすることから、両者の関係は「大きな円（一般法）が小さな円（特別法）を全面的に包摂する」とはいえず、両者の関係は、特別関係にあるとはいえないものとする。

なお、隊員についてだけみれば、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とが法条競合（特別関係）となるとする考え方もある。この場合、防衛秘密漏えい罪には、隊員に関しては2つの側面がある、すなわち、秘密の保護だけでなく、服務規律の維持も併せて保護法益としているとするものである。

しかしながら、この考え方は、次の点で妥当ではないと考える。

- ① 仮に防衛秘密漏えい罪に、服務規律の維持の要請までも入れ込んでいるとすれば、隊員以外の者と同じ刑罰をもって法が臨んでいることについて合理的な説明

がつかないこと。すなわち、保護法益が、秘密保護に加え、服務規律の維持も含まれると考えるのであれば、隊員については、単に秘密保護だけを目的としている規定よりも重い刑罰が当てられてしかるべきところ、そのような構成にはなっていないこと。

- ② 防衛秘密漏えい罪は、秘密の保護を保護法益とする規定であり、服務規律の維持は、その対象を隊員に限ったとしても、その保護法益に含まれないと解すべきである。仮に秘密保護法制であるにも関わらず、服務規律の維持までも読み込むのであれば、一般の刑法典についても同様の考え方をすべきであり、この場合には、殺人罪、窃盗罪等についても、隊員に関しては、その保護法益に服務規律の維持が含まれると解することとなってしまうという不合理な結論が導かれてしまう。

以上より、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係は、特別関係とすることはできないものとする。

- (5) 補充関係については、基本となる構成要件を防衛秘密漏えい罪とした場合、同時に守秘義務違反を犯していることとなることから、右守秘義務違反が防衛秘密漏えい罪を補充する関係にあるとはいえないことから、本件について問題にする必要がない。

- (6) 吸収関係の内容については、従来、諸説の分かれるところであるが、吸収関係にあるとされているものを、侵害される保護法益が同質であるかどうか、という観点からすると「同質的吸収関係」の場合と「異質的吸収関係」の場合とに分けることが可能である。前者の例としては、殺意をもって、凶器を用意し、人に斬りかかり、身体を傷つけ、ついに殺害した事案における殺人罪と殺人予備・未遂罪との関係があり、後者の例としては、人を殺害する際に着衣を毀損した事案における殺人罪と器物損壊罪との関係があるとされており、従来いずれも殺人罪のみが成立すると解されてきたものである。

しかし、確かに、前者の例の場合は、犯罪実現の過程において、殺意をもって凶器を用意する殺人予備、殺意をもって身体を傷つける殺人未遂、そしてついに殺害にいたる殺人既遂の各行為がある場合であって、それらは殺人という特定の犯罪を実現するために、全体として統合されている関係にあるものであるから、「数行為・一結果」の場合に当たり、犯罪実現の最終段階における殺人既遂罪の構成要件を1回充足するものと評価することで足り、殺人予備・未遂の各構成要件により評価することを必要としないであろう。したがって、「同質的吸収関係」の場合は、本来の一罪であると解することができるものである。

これに対して、後者の例の場合についていえば、数個の行為であればもとよりであるが、1個の行為により人を殺害し、着衣を毀損した事案であったとしても、客観的には殺人罪と器物損壊罪という異なる法益の侵害があったのであり、その意味においては、数個の結果が生じたものといわざるを得ない場合であって、これを、器物損壊の結果は生ぜず、殺人の一結果のみが生じたとは、どうていできないものと解される。数個の行為によるのであれば、「数行為・数結果」の場合であり、一個の行為によるのであれば、正に「一行為・数結果」の場合に当たるものと解して何ら差し支えないと思われる。したがって、後者の例の場合は、一個の行為によるものとみられるとき

には、殺人罪と器物損壊罪とが観念的競合の関係に立ち、数個の行為によるとみざるを得ないときは、両罪が併合罪の関係に立つと解すべきであると思われる。

このことから明らかとなるように、従来の「異質的吸収関係」の場合は、本来の一罪と解すべきものではなく、客観的に発生した結果に応じた数個の犯罪が成立するものと解すべきであって、数個の犯罪の成立を前提とした上で、その処罰関係を検討しなければならないものである。この点に関して、団藤重光博士は、殺人と器物損壊との異なる構成要件の間においても、構成要件の評価の包括性を肯定するのであるが（団藤・総論430ページ）、保護法益の異なる構成要件の間においては、まず、各別に構成要件的评价がされるべきであって、先の事案における殺人の構成要件的评价と器物損壊の構成要件的评价との両者は、保護法益が異なり、それぞれ独立して評価されるべきものであるから、後者が前者に吸収される関係に立つものではないと解される。要するに、人を殺害する際に着衣を毀損した事案においては、それが一個の行為による場合は、殺人罪と器物損壊罪との観念的競合を認めることに何らの不都合もないであろうし、また、それが殺意が継続していたとしても、数個の行為により、着衣の毀損と殺害が各別に行われた場合には、器物損壊罪と殺人罪が併合罪の関係に立つと解する余地が十分にあると思われる。実務上、このような場合において、器物損壊罪を起訴することは多くはないであろうが、これは、訴訟法上の起訴裁量（起訴便宜主義）により、殺人罪について起訴するだけで十分とみられ、器物損壊罪については、起訴価値を認めず、いわゆる「呑む」運用が行われているためであると解することができる。したがって、こうした運用が行われているからといって、これを実体法上、器物損壊罪が殺人罪の吸収関係にあるものと解された上で処理されているものと解してはならないと考える。

要するに、従来、法条競合の吸収関係にあるとされてきた場合のうち、「同質的吸収関係」の場合は、本来の一罪であって、犯罪論における罪数問題であり、これに対して、「異質的吸収関係」の場合は、数個の犯罪の成立する関係が認められるのであって、これは数個の犯罪に対する処遇問題、すなわち、刑罰論における刑罰適用問題である、と理解・把握すべきものと解する（大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編「大コンメンタール刑法第三巻 第45条～第72条」（青林書院）30ページ以下参照）。

この立場に立てば、そもそも守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とは、その保護法益を異にすること、上述のとおりであり、同質的吸収関係とはどうもいえないことから、両者の関係を吸収関係として整理することはできない。

- (7) さらに、択一関係については、相互に両立し難い関係にあるものであるが、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とは相互に両立し難い関係とはいえず、本件について問題にする必要がない。
- (8) なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）に関する昭和29年5月19日（水曜日）の参議院法務委員会において次のようなやりとりがあった。

○羽仁五郎君 今亀田議員が御質問になった点と関連して来る点について第一に伺いたいのですが、仮に本法案が成立し、それから自衛隊法案が成立した場合を

仮定いたしました、それで自衛隊の隊員、これは自衛隊のメンバーですね、隊員というものは正確にはどの人を隊員というか、そのかたがたが本法案にいうような秘密の保護の措置に違反した場合、そのかたがたに対してはこの保護法が適用されるのですか。それとも自衛隊法が発動するのでしょうか。

○説明員（桃沢全司君） 刑法学説上のいわゆる法条競合という場合であろうと思いますが、防衛秘密であります場合には、この秘密保護法の第三条或いは第四条によつて処罰されるということに相成ると思います。

（中略）

○羽仁五郎君 そこでちよつと具体的ににですね、秘密を、つまりこの秘密保護法案が法律に仮になつた場合には、この法に触れるという行為を保安隊なり自衛隊のかたが不幸にしてなされた場合ですね、その場合には、結局するとどうなるんですか。先ず第一に、自衛隊法が仮に法律として成立すれば、それが適用されて、それからその次に今後は秘密保護法が適用されるのでしょうか。

○説明員（桃沢全司君） 実際の取扱におきましてはこの秘密保護法の防衛秘密に該当する場合には秘密保護法一本で取扱うことになると思います。

（以下略）

MDA秘密保護法も今回の改正自衛隊法第96条の2及び第122条と同じく、秘密の保護を目的とした法律であり、MDA秘密保護法第3条又は第4条と改正自衛隊法第122条とはその法的性格を同じくしているものであると考える。

そうであるならば、昭和29年5月19日（水曜日）の参議院法務委員会における説明員（桃沢全司君）の答弁（以下「法務省公安課長答弁」という。）に従えば、少なくとも政府としては、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係を法条競合として整理することとなるのではないか、という問題が生じ得る。

しかしながら、法務省公安課長答弁は、「刑法学説上のいわゆる法条競合」という言い方をしていることに注意する必要がある。すなわち、当時、観念的競合を一罪とみなすか、数罪とみなすかに関して、「学説上争いの存するところであつて、特にドイツにおける有力な学説は之を以て『外観上の犯罪競合』にすぎないとし、また『真正な法条競合』である」としていたのである（小野清一郎著「新訂刑法講義総論」（有斐閣）274ページ）。そうであるならば、法務省公安課長答弁にいう「刑法学説上のいわゆる法条競合」が、図でいうところの法条競合を意味しているのか、それとも、当時のドイツの学説を踏まえた意味での法条競合（観念的競合を含む概念）を意味しているのかは定かでない。逆にいうと、その点についての区別を明確にしていないのである。

また、法務省公安課長答弁の後段において「実際の取扱におきましては……秘密保護法一本で取扱うことになる」とあるが、反対解釈をすれば、実際でない取扱い、すなわち、講学上又は法論理上は、秘密保護法1本で取扱うことにはならない、と解することも可能ではある。そうであれば、なおさら、図でいうところの法条競合を意味しているのか、当時のドイツの学説を踏まえた意味での法条競合を意味するものであるのかは明確でないのである。

以上より、法務省公安課長答弁は、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とを図でいうところの法条競合と解さなければならない根拠とはならないものとする。

- (9) 以上を踏まえ、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係は、本来の一罪の関係にはないものと考えらる。

4 次に、1行為・数結果の場合について検討する。

- (1) 1行為・数結果の場合、観念的競合とされる。観念的競合とは、「一個の行為が二個以上の罪名に触れる」場合をいう（刑法第54条第1項前段）。

二個以上の罪名に触れるとは、法的評価において、数個の構成要件に該当し、数罪が認められることを意味する。

1個の行為が数個の罪名に触れる場合には、例えば、1個の意志を投げて、他人の家の窓ガラスを破り、中にいた人を傷つけたというように、1個の行為が器物損壊罪（刑法第261条）と傷害罪（刑法第204条）という異なった構成要件に当たる場合と、1発の爆弾を投げて3人を殺した場合のように、1個の行為が、同じ殺人罪（刑法第199条）の構成要件に該当するとみられる場合とがある。前者を異種類の観念的競合、後者を同種類の観念的競合と呼ぶ（注1）。

観念的競合は、「その最も重い刑により処断」される（刑法第54条第1項）。観念的競合は、本来、数罪であるが、1個の行為で行われたものであるから、科刑上、それらのすべてをその数罪中の最も重い刑に含ませ、1罪として処断する趣旨である。

、最も重い刑の意義について、数個の罪名中最も重い法定刑を規定した法条の意味であるのみならず（大正3年11月10日、大審院判決）、他の法条の法定刑の最下限の刑よりも軽く処断することはできないという趣旨をも含む（昭和28年4月14日、最高裁判所判決）。

なお「処断」とは、刑に関していわれるだけであって、軽い犯罪が重い犯罪に吸収されてその独立性を失うという趣旨ではない（昭和23年5月2日、最高裁判所判決）、それゆえ、重い犯罪に没収の定めがなくとも、他の罪に没収があるときは、これを附加し得るし、2個以上の没収は、併科し得るとされる（大塚仁著「刑法概説（総論）〔改訂版〕」（有斐閣）436ページ以下参照）。

- (注1) 犯意標準説によれば、同種類の観念的競合は、被害法益が数個にわたっても、当該犯罪の犯意は1つであるから、本来の一罪であって、観念的競合ではないと解している。しかし、構成要件は、一定の法益の保護を目的としているのであるから、1個の行為によっても、構成要件の予定する法益が数個侵害されるときは、これに応じた数の構成要件の評価が繰り返されなければならない。それゆえ、判例・通説ともに、同種類の観念的競合の概念を認めている。

- (2) 守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係についていえば、両者を観念的競合の場合にいう「1個の行為」とみなし得るのが問題となる。

昭和49年5月29日の最高裁判所判決は、刑法第54条第1項に規定する「一個の行為」について、「法的評価を離れ構成要件的観点を捨象した自然的観察の下で、行為者の動態が社会的見解上一個のものと評価を受ける場合」をいうと判示した。この場合の評価の基準は、きわめて漠としており、それ自体かなり抽象的であることから、それだけで行為の1個性の有無を判断することは容易ではない。そのため、構成要件的行為合一性説、構成要件的行為不可分性・不可避性・依存性説、行為の統合性・発展的結合性説等の諸説が提示されるところであるが、これら諸説は、必ずしも互いに排斥し合う関係にはなく、自然的観察の下での社会的見解上の「行為の一個性」の限界を明らかにする意味において、互いに両立し得るものと解される。

いずれにしても、昭和49年5月29日の最高裁判所判決に従えば、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係を「一個の行為」とみなし得る場合があることには問題がないものとする。

- (3) また、守秘義務違反と他の秘密保護規定との関係について、鹿児島重治・森園幸男・北村勇編「逐条国家公務員法」(学陽書房、1988年初版)838ページ以下は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第100条に規定する秘密を守る義務に関連して、次のとおり述べている。

(前略)秘密を守る義務については、特定の職員の特定の行為について別途規定が設けられている場合がある。その主な例は次のとおりである。

- ① 郵便の業務に従事する者が信書の秘密を侵したとき一二年以下の懲役または五万円以下の罰金(郵便法八〇二)
- ② 所得税に関する調査に関する事務に従事している者または従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らしたとき一二年以下の懲役または三万円以下の罰金(所得税法二四三)
- ③ 法人税の調査に関する事務に従事している者または従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らしたとき一二年以下の懲役または三万円以下の罰金(法人税法一六三)
- ④ 相続税または贈与税に関する調査に関する事務に従事している者または従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らしたとき一二年以下の懲役または三万円以下の罰金(相続税法七二)
- ⑤ 地方税に関する調査に関する事務に従事している者または従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らしたとき一二年以下の懲役または三万円以下の罰金(地方税法二二)
- ⑥ 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員またはこれらの職にあった者が、その職務執行に関して知り得た人、法人またはその他の団体の秘密に属する事項を他に漏らしたとき一一年以下の懲役または五万円以下の罰金(統計法一九の二一)
- ⑦ 特許庁の職員またはその職にあった者が、その職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らしたとき一一年以下の懲役または五万円以下の罰金(特許法二〇〇)
- ⑧ 特許庁の職員またはその職にあった者が、その職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らしたとき一一年以下の懲役または五万円以下の罰金(実用新案法六〇)
- ⑨ 特許庁の職員またはその職にあった者が、その職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らしたとき一一年以下の懲役または五万円以下の罰金(意匠法七三)
- ⑩ 官吏等またはその職にあった者が、故なく診療録または助産婦の検査に関し知得した医師等の業務上の秘密または個人の秘密を漏らしたとき一一年以下の懲役または三〇万円以下の罰金(医療法七二)
- ⑪ 中央選挙管理会の庶務に従事する自治省の職員等が選挙人の投票した被選挙人の指



名等を表示したとき一二年以下の禁錮または一〇万円以下の罰金(公職選挙法二二七)これらの規定と本条との関係は刑法第五四条第一項の観念的競合に当たり、重きによって処断されることになる。

(4) 更に、これに関連して、郵便局の事務員として郵便物の集配の事務に従事していた国家公務員Aが、電報電話局より郵便局に差し出されていた「電話架設のご案内」と表面に印刷してある第五種郵便物について、その名宛人の住所、氏名、電話番号を紙片に書き写し、Bらに交付した行為について、郵便法第80条第2項と国家公務員法第109条第12号各違反の罪が成立すると判示した判例(昭和41年2月26日、大阪高等裁判所判決)があり、両罪の関係は、いわゆる観念的競合と整理されていると解される(別添資料)。

(5) 以上を踏まえれば、守秘義務規定と防衛秘密漏えい罪との関係は、観念的競合と整理するのが最も妥当であると考えられる。

#### 5 最後に数行為・数結果の場合について検討する。

(1) 牽連犯とは、2個以上のそれぞれに独立の犯罪構成要件を充足させる行為があつて、それらが手段・目的又は原因・結果の関係にある場合をいう(刑法第54条第1項後段)。例えば、住居侵入罪と窃盗罪、文書偽造と同行使さらに詐欺罪等がこれに当たる。この牽連関係の存否の決定については、手段あるいは結果の関係にあるのが類型的に経験上通常と認められることが必要とする客観説(通説・判例)、犯人の主観的な意思による主観説、及び両者の要件を必要とするという折衷説とがある。牽連犯は科刑上一罪として、最も重い刑によって処断される(藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」(有斐閣)248ページ)。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係は、こうした手段・目的又は原因・結果の関係にはないことは明らかであり、牽連犯を検討する余地はない。

(2) 集合犯とは、構成要件の性質上、初めから同種(当該構成要件を充足させる)の複数の行為が行われることを予定している犯罪をいう。集合的犯罪ともいう。常習犯(刑法第186条第1項、暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条ノ3等)、職業犯(医師法第17条等)、営業犯(刑法第175条等)といわれるものがこれに属する。この場合は単純一罪であり、実体的にも手続的にも全体として一罪の取扱いを受ける。ただし、確定判決があつたときは、それ以後の行為は実質的には従前からの連続とみられても別罪を構成する(藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」(有斐閣)427ページ)。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との関係は、このような関係にはないことは明らかであり、集合犯を検討する余地はない。

(3) 包括一罪(包括処罰犯)の意義・内容については、広義、狭義いずれも諸説があるところであるが、数個の犯罪が成立する場合において、それを構成する数個の行為が、同一罪名に当たるか、若しくは同一法益を侵害するものであつて、各行為の間に日時・場所の近接、方法の類似、機会の同一、意思の継続等の密接な関係が認められると

ころから、「数回の処罰」をすべきものではなく、「一回の処罰」で処遇することが相当と解される場合（大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編「大コンメンタル刑法第三巻 第45条～第72条」（青林書院）43ページ以下参照）とすることができる（注2）。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とは、その保護法益が異なること、上述のとおりであることから、包括一罪を検討する余地はない。

(注2) 連続した数個の行為であって、同一の罪名に触れるものを連続犯という場合がある。従来、刑法第55条がこれを科刑上一罪と定めていたが、昭和22年の刑法の一部改正（昭和22年法律第124号）によって削除された。これは、判例が連続犯の概念を広げ過ぎ、犯意が継続していれば年余の時間的隔たりがあっても連続しているとし、同一罪名も同一罪質で足りるなどとしたため、既判力の及ぶ犯意が広がり過ぎて、捜査に厳重な制約を加えた現行刑事訴訟法の下では、犯人が不当に処罰を免れることが多くなるという理由に基づく。しかし、現在でも実質的に連続犯に属するものが一部包括一罪の中に採り入れられ、改正刑法準備草案でも一部制限的な復活が認められている。

(4) 不可罰的事前行為・事後行為とは、数個の犯罪が相前後して成立する場合に、前後いずれかの犯罪が処罰されて、その事前・事後の行為が処罰されないことになる結果、その不可罰とされる行為を「不可罰的事前・事後行為」という。換言すれば、数個の犯罪が、包括的一罪の關係に立つものではないが、成立した前後いずれかの犯罪で処罰されることにより、全体の行為を1回の処罰でまかなうことができる場合に当たるものと解するものである（大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編「大コンメンタル刑法第三巻 第45条～第72条」（青林書院）49ページ以下参照）。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪とは、事前・事後の關係に立つものではないことから、不可罰的事前・事後行為を検討する余地はない。

(5) 併合罪とは、広義には、同一人の犯した数個の犯罪であって、同時審判が可能であり又は可能であったもの一切をいい、狭義には、科刑上一罪とされるものを除いて、刑法第45条に定めるもの（実在的競合）だけをさす。図は後者の意味である。確定裁判を経ない数罪は原則として併合罪である（刑法第45条前段）。しかし、もし1つの罪について禁錮以上の確定判決が存在するときは、その罪とその判決確定前に犯した罪（これを余罪という。）だけが併合罪となる（刑法第45条後段）。したがって、禁錮以上の確定判決の前後にそれぞれ数罪があれば、前のものが1つの併合罪グループ、後のものが1つの併合罪のグループとなり、両グループの相互間には併合罪關係が成立しない。したがって、A・Bグループそれぞれに刑を言い渡すこととなる（藤木英雄・金子宏・新堂幸司編集代表「法律学小辞典増補版」（有斐閣）831ページ）。

守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との關係を考えたときに、併合罪となるかならぬかの分岐点は、兩者の關係が「一個の行為」なのか、それとも「数個の行為」なのかにかかってくる。

「一個の行為」に当たらず、「数個の行為」があるとして併合罪を構成すると判示した例としては、①酒酔い運転の罪とその運転中に行われた業務上過失致死罪（昭和49年5月29日、最高裁判所判決）、②無免許運転の罪とその運転中に犯した速度違反の罪、さらに速度違反を犯して運転中、取り締まり警察官に現認されて停車を求められいったん減速徐行状態となったが、自己の無免許運転の事実が発覚するのをお

そして加速逃走し、再び速度違反の運転をした場合における2個の速度違反の罪（昭和49年11月28日、最高裁判所決定）、③覚せい剤を自宅でテレビの上に置いて所持する罪と覚せい剤原料を自宅で着衣のポケットに入れて所持する罪（昭和50年1月27日、最高裁判所決定）、④運転技術が未熟でしかも酒酔いのため自動車の運転を避けるべき注意義務があるのにこれを怠り、あえて運転を開始した重大な過失により、運転開始後100メートル進行した地点で衝突事故を起こし同乗者に傷害を負わせた場合における酒酔い運転の罪と重過失傷害罪（昭和50年5月27日、最高裁判所決定）、⑤数人共同して2人以上の者に各暴行を加え、一部の者に傷害を負わせた場合における受傷者の数に応ずる傷害罪と暴行を受けるにとどまった者の数に応ずる暴力行為等処罰に関する法律第1条の罪（昭和53年2月16日、最高裁判所決定）などがある。

これらの判例のうち、数個の行為が同時に行われている例もあるが、これは、4(2)に掲げた「法的評価を離れ構成要件的観点を捨象した自然的観察の下で、行為者の動態が社会的見解上一個のものとして評価」し得ない場合であって、少なくとも守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との間の関係でいえば、4(2)のとおり、「1個の行為」とみなし得るものであって、結論において、両者の関係を併合罪としてみるべきではないと考える。

- (6) 最後に単純数罪の場合である。単純数罪とは、禁錮以上の刑に処する確定裁判の前における罪とその後における罪との関係をいう（大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編「大コンメンタル刑法第三巻 第45条～第72条」(青林書院)53ページ以下参照)。もとより、守秘義務違反と防衛秘密漏えい罪との間の関係でいえば、現在問題にしているのは、同時に両者を犯すのではないか、ということであって、単純数罪の場合は検討の余地はないものとする。
- 6 以上より、隊員が防衛秘密漏えい罪を犯した場合における守秘義務違反との関係については、これを観念的競合と解するのが相当である。

(別添資料)

昭和41年2月26日、大阪高等裁判所判決(確定)

- 判示事項 郵便法第80条第2項国家公務員法第109条第12号各違反の罪が成立する一事例
- 裁判要旨 郵便局に郵送された書状が、その表面に「電話架設のご案内」と印刷してある開封のものであっても、郵便集配人が名宛人の住所、氏名、電話番号を他人に漏らしたときは、郵便法第80条第2項の信書の秘密を侵した罪と国家公務員法第109条第12号の職員が職務上知ることのできた秘密を漏らした罪が成立する。
- 裁判主文 控訴棄却
- 裁判理由 本件各控訴の趣意は、被告人らの兩名の弁護人竹内信一作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は検察官岩本信正作成の答弁書記載の通りであるからこれを引用する。

論旨一乃至三点について

所論は要するに、原判決は、被告人は郵便局の事務員として郵便物の集配の事務に従事していた国家公務員であるところ、電報電話局より郵便局に差し出されていた「電話架設のご案内」と表面に印刷してある第五種郵便物について、その名宛人の住所、氏名、電話番号を紙片に書き写し、被告人らに交付し、もつて、郵便法80条2項の信書の秘密を侵すとともに、国家公務員法100条1項の職務上知ることのできた秘密を漏らしたものであると認定しているが、(1)右の電話架設案内は開封の信書で、その内容が信書の表面に明白に記載されているから、その内容が他人に知られても差し支えないとして出されたものであり、守らなければならない秘密はないので、宛名、住所を漏らしても、郵便法上の信書の秘密を侵したとはいえない。(2)国家公務員法100条1項の秘密とは、客観的にみて誰がみても、他人に知られたくないという事項でなければならない。電話架設案内はいかなる意味でも他人に知られたくない事項とはいえず、しかも電報電話局内では、特定の証券業者に電話の新規架設該当者の氏名を教示している事実を徴しても同法上の秘密ではないというのである。

よつて、案ずるに、郵便法第9条は郵政省の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても同様とすると規定している。同法80条は同法9条に違反した場合の罰則規定である。郵便法の右の諸規定は、通信の秘密を侵してはならないという憲法21条の要求に基いて設けられており、憲法は思想の自由や、言論、出版等の表現の自由を保障するとともに、その一環として通信の秘密を保護し、もつて私生活の事由を保障しようとしているのである。従つて郵便法上の信書の秘密は、この憲法の目的に適うよう解釈しなければならない。そもそも郵便物の委託者は委託官署を信頼してその秘密を託するものであり、開封の信書や葉書であっても委託者が秘密にすることを欲する場合のあること、そして少なくとも委託者はその郵便物の内容を積極的に他人に公開する意思のないこと、郵便物の発送元や宛先といえども、それが知られることによつて思想表現の事由が抑圧される虞のあることを考えると同法上の信書には封緘した書状のほか開封の書状、葉書も含まれ、秘密には、かれらの信書の内容のほか、その発信人や宛先の住所、氏名等も含まれると解すべきである。

しかも、原審における証人[ ]の供述、当審における証人[ ]の供述を総合すれば、電話の新規架設者の住所、氏名を架設案内によつて知らせる前に公表すると、電話業者が、しゅん動して新規架設者に不利益をもたらす危惧のあることや電々公社の職員が特定の業者と結託して不正を働いているのではないかという疑惑を持たれる虞があるので、本件犯行当時は、誰に電話の新規架設を認めたかを何人にも公表せず（弁護人所論の勸業証券に架設者の名簿を閲覧させるようになるたのは、本件犯行後のことであり、しかも、同証券以外の者には公表していない）職員にもこれを漏らすことを禁じていたこと、開封の信書であつても、郵便局で取扱中に他に漏れるとは予想していなかつた事実を認めることができる。そうしてみると、発信人である[ ]電報電話局は、本件の信書につき、その内容はもとよりその宛先につき、これを秘密にすることを欲し、しかも秘密を保持することに合理的な相当事由があつたものといわなければならないのである。

そして、本件犯行の態様をみると、被告人は、配達中にたまたま電話架設案内の本件書状をみて、その宛先等を知つたというのではなく、[ ]郵便局において、[ ]電報電話局から一括して差し出された電話架設案内の書状を発見するや、これを局外に持ち出して、その宛先の住所、氏名のほか、書状の中に記載されている電話番号を封筒の隙間から覗き見して書き取り、これを被告人[ ]らに知らせているのである。被告人[ ]の原判示第1、(1)の所為が郵便法80条2項に違反することは明白であるといわなければならない。従つて弁護人の本件書状は開封だから、守らなければならない秘密はなく被告人の所為は郵便法上の信書の秘密を侵したものでないとの主張は採るを得ない。

次に国家公務員法100条1項に職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないと規定されている秘密とは、他の法令によつて秘密とされている事項を含むものと解すべきである。郵便法9条によつて秘密とされている信書の秘密は、国家公務員法100条1項の秘密であるといわなければならない。従つて電話架設案内は、いかなる意味でも他人に知られたくない事項とはいえないから、公務員法上の秘密に当たらないという弁護人の所論は採るを得ない。

原判決に所論のような法令適用の誤りはないから論旨は理由がない。

論旨4点について

所論は要するに公務執行妨害罪における公務員と収賄罪における公務員とは、保護法益を異にするから画一的にきめるべきではなく、若干の相違があると考えるのが当然である。被告人[ ]は郵便集配人であるが、収賄罪にいう職務というのは専ら機械的単純労働を指すのではないから、被告人の判示第1、(2)所為は収賄罪に当たらないといふのである。

よつて案ずるに、刑法上公務員の概念は同法7条によつて明らかにされており、構成要件のいかんによつて解釈を異にすべきものではないと解すべきである。昭和35年3月1日第3小法廷、判決（集、14、3、209）は郵便集配人の担当事務の性質は単に郵便物の取集め、配達というごとき単純な肉体的、機械的労働に止まらず、民訴法、郵便法、郵便取扱規程等の諸規定にもとづく精神的労働に属する事務をもあわせ担当している点を考慮してこれを刑法上の公務員と判示しているのである。従つて被告人が刑法上の公務員であること明白であり、その職務に関して賄賂を收受すれば、収賄罪を構成することはいうまでもない。郵便集配人は機械的単純労働に従事するに過ぎないことを前提として、公務員ではないと主張する所論は理由がない。

論旨五点について

所論は要するに被告人●は被告人●の秘密漏洩を教唆し、かつ贈賄したというけれども、被告人●の所為は無罪であるから被告人●もまた無罪であるというのであるが、被告人●の所為は原判示のとおりを構成すること前説示のとおりであるから、弁護人の所論は前提を欠くこととなり、理由のないこと明白である。よつて、刑事訴訟法396条に則つて本件各控訴を棄却し、当審における訴訟費用は、同法181条1項本文により被告人ら兩名に負担させることとして主文のとおり判決する。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:38

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.zip (1 MB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:36

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (1 MB)

内閣官房 内閣副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:37

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (1 MB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:39

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (1 MB)

警察庁警備局警備企画課 重久様、様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

  
(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:40

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (1 MB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:42

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (1 MB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:43

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (1 MB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]  
[redacted]  
(直) [redacted]

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:56

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.ZIP (1 MB)

海上保安庁 小松様、坂本様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 15:48

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (1 MB)

海上保安庁 小松様、坂本様

お世話になっております。

先ほどのお電話で、ZIP形式は開けないということでございましたので、違う形式にて圧縮したものを再送いたします。

よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

差出人: 内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:56

宛先:

件名: 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

海上保安庁 小松様、坂本様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:57

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (1 MB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 14:59

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (1 MB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月15日 15:00

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (1 MB)

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【質問】秘密保全法制に係る法制局持ち込み資料に対する質問の提出について

送信日時: 2011年9月27日 17:56

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル:【警察庁】秘密保全法制法制局持ち込み資料に対する意見.jtd (24 KB)

内閣情報調査室

様

お世話になっております。

警察庁の[ ]です。

先日頂きました秘密保全法制に係る法制局持ち込み資料について、  
庁内に意見照会をかけたところ、添付ファイルのとおり質問が出ましたのでお送り致します。  
まだ、全ての所属からは回答が集まっていないのですが、  
各省庁に対する協議と法制局との協議を並行して行っていくとのことでしたので、  
取り急ぎ、現在までに出揃っている質問を第一弾として提出させていただきます。

何かご不明な点がございましたら、私までご連絡頂ければと思います。  
宜しくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課

03-3581-0141(内線[ ])

内閣官房内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡  
平成23年9月27日  
警察庁

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（質問）  
標記について、下記のとおり質問を提出するので、よろしくお取り計らい願います。  
記

1 第1条、第2条関係

本法律は、第1条において「行政機関の保有する特に秘匿を要する情報」のみを対象とすることとしており、第2条において「行政機関」を定義しているところ、そこには地方公共団体（都道府県警察を含む。以下同じ。）は含まれていない。したがって、地方公共団体の保有する情報（地方公共団体が「行政機関」から取得したものを除く。）については、本法律の対象とはならないということか。仮に、当該情報が本法律の対象となるのであれば、その理由如何。

2 第4条関係

指定期間の延長は必要があれば何回でも可能なのか。

3 第6条関係

(1) 第6条第2項について、詳細に説明していただきたい（特に警察法第16条第2項との関係についてどう整理しているのか。）。「警察庁長官は、（中略）都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」とあるが、これは警察庁長官による個別の都道府県警察職員への指揮監督を意味するのか。

(2) 第6条第2項にいう「政令で定めるところ」とは具体的に何を想定しているのか明らかにされたい。

4 第7条関係

(1) 第7条第1項第2号にいう「政令で定める措置」とは具体的に何を想定しているのか明らかにされたい。

(2) 第7条第3項に「適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性に関し参考となるべき事項として政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。」と記載あるが、「政令で定めるもの」とは別添の論点ペーパー「評価の観点と調査事項の関係について（案）」の2(1)～(3)に記載されている事項を想定していると解してよろしいか。

(3) 第7条第4項に「行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と記載があるが、ここでいう公務所等に警察庁も含まれるのか、また、照会を受けた公務所等が回答を拒否することができる場合が存するのか、存するとすれば、それはどのような場合か具体的に教示されたい。

- (4)第7条第4項にいう「対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者」について、「その他の関係者」として想定されている者を具体的に教示されたい。また、「質問内容」について想定されているものを具体的に教示されたい。
- (5)第7条第4項に基づく報告徴収に対する報告拒否や虚偽の報告に対する罰則は規定されていないと思われるが、本報告徴収規定の実効性はどのように担保されるのか教示されたい。
- (6)第7条第5項にいう「同意」は口頭で足りるのか明らかにされたい。

#### 5 第10条関係

第10条において、行政機関の長及び警察本部長は政令で定めるところにより、第3条1項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとされているところ、どのような措置を講ずること（特に、特別秘密を電磁的記録として保管する場合）を想定しているのか、具体的かつ網羅的に教示されたい。

#### 6 その他

本条文案には、行政機関等に対する特別秘密の「伝達」に関する規定が存在しないが、その理由如何。

【本件担当】

警備局警備企画課

03 - 3581 - 0141

【機2】法制化論点ペーパーについて質問

送信日時: 2011年9月27日 20:45  
宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)

内閣情報調査室 [REDACTED] 様

10/29 口頭にて回答

お世話になります。  
経済産業省の監物です。

先ほど、お電話で論点ペーパーの実施権者について質問させていただいたところ、独立行政法人は、民間事業者等の「等」に含まれると回答をいただきましたが、追加で以下3点につき質問させていただきます。

- ①独立行政法人をどのタイミングで、民間事業者等の「等」に含めたのか。
- ②なぜ明示的に連結がなかったのか。(経産省からは、通則上独立行政法人の職員の任命権は法人にあるため、行政機関の長が実施権者になれないのではないかと意見をいっていた。)
- ③その他で、報告書と異なっている点はありませんでしょうか。

お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いたします。

\*\*\*\*\*  
〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 大臣官房 情報システム厚生課  
監物 英樹  
e-mail : [REDACTED]  
TEL : 03-3501-1512PHS [REDACTED] (個人直通)  
03-3501-0625 (課直通)  
FAX : [REDACTED]  
\*\*\*\*\*

RE:【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (外務省コメント)

送信日時: 2011年9月28日 21:31  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 外務省意見20110926①.docx (20 KB)

内調 様

御世話になっています。

大変遅くなりましたが、外務省のとりあえずの意見を別添にて送付いたします。

\*\*\*\*\*

外務省 大臣官房総務課

課長補佐

TEL 03-5501-8000 (内線)

直通

FAX

E-mail:

\*\*\*\*\*

-----Original Message-----

From: [mailto: ]

Sent: Thursday, September 15, 2011 2:44 PM

To: ;

Subject: 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

外務省 大臣官房総務課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。

内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

## 秘密保全法制（法案に対する取りあえずのコメント）

平成 23 年 9 月 26 日

本件資料に関し、以下のとおりコメントいたします。

### （総論）

- 法案の背景にある秘密保全の制度設計について共通認識が十分でないまま、法案の案文の協議をすることは適当ではないとの問題意識から、以下のとおりコメントする。また、法案は我が国が締結した又は今後締結する情報保護協定に大きな影響を与え得るところ、当省との十分な協議を求める。
- 法案等に対する正式なコメントは、法制局への説明後も含めて、今後改めて行う可能性がある。
- 別表案の調整(8月)の際に当省から行ったコメントのうち、調整中のもの(別表案二口及びハ)や今次案には反映されていない部分があるところ(秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)の2(2))、右は現在調整中であると理解する。
- 法案上の「特別秘密」と、「特別管理秘密」並びに「機密」、「極秘」及び「秘」といった秘密指定区分との関係を整理すべき。「特別秘密」とは、「特別管理秘密」と同様に特別の保護を必要とする情報の範囲を示す概念か、秘匿度に基づく秘密指定の一区分かを整理する必要あり。(なお、秘密指定の一区分と整理する場合、我が国が締結済みの情報保護協定に掲げられていない新たな秘密指定を作ることになるため、協定を改正する必要性が生じる可能性あり。)

### （各論）

#### （第3条）

- MDA協定等に伴う秘密保護法に規定する特別防衛秘密を除くとの規定により、特別防衛秘密を扱う政府職員等に対して、本法案により整備されることとされる適性評価と同様のものを実施する法令上の根拠が整備されないこととなる(結果的に、例えば契約業者に対する適性評価を実施できないままとなる。)
- この結果、MDA協定に基づき提供され、日米GSOMIAの適用対象となる秘密軍事情報について、防衛省が当該情報を「特別防衛秘密」と指定する場合には、当該情報を扱う政府職員や契約業者に対して、他の特別秘密と同



等の適性評価を実施することができなくなり、日米GSOMIAの運用上、米国との関係で問題が生じ得る。したがって、特別防衛秘密を扱う政府職員等についても、本法案により整備されることとされる適性評価を実施できるよう手当てすべき。

(第4条)

- 上記総論とも関係するが、特別秘密の指定が解除された後、その情報の扱いについて整理が必要(「極秘」、「秘」などの秘密指定は維持されるのか、それとも「平」になるのか等)。
- 有効期間は、10年の指定、10年の延長となっているが、必要に応じて延長期間をさらに更新できることが必須と考える。

(第6条)

- 第6条一項について

「政令で定める」事項としてどのようなものを想定しているのか(各機関が他機関に特別秘密に該当する内容を共有する場合、必ず政令に定められた手続きを経なければならなくなるが、その内容如何では、省庁間の円滑な情報共有が阻害されかねない。)

(第7条)

第7条(適正評価)に関連して、現時点では条文に対するコメントはないが、本法案成立後の実施にあたっては、以下の点に留意願いたい。

- ② 第7条第1項第1号の「政令で定める職」については、今後前広に協議していただきたい。

(別表第二号)

- これまでの情報保護協定に基づく秘密情報の交換は、必ずしも外交ルートを経由する必要はなく、政府の権限のある当局間でも交換可能。したがって、第二号でいう「外交に関する事項」及び同号ハの「外交に関し収集した」の意味するところは、外務省が外交ルート等を通じて入手した情報に限らず、外交関係の処理の一環として締結された情報保護協定に基づき当局間で直接交換され、保護される情報を含み得ると理解。

(了)

Re: 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて

送信日時: 2011年9月30日 11:03  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 20110930質問事項(公安庁).jtd (28 KB)

内閣情報調査室総務部  
様

お疲れ様です。公安庁の[ ]です。先日送付いただいた「特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)」について、質問を送らせていただきます。

お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願います。ご不明な点などあれば、連絡下さい。

\*\*\*\*\*  
〒100-0013  
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1  
公安調査庁総務部総務課審理室  
室長補佐 [ ]  
Tel 03-3592-5711 (Ex [ ]  
[ ] (直通)  
Fax [ ]  
e-mail [ ]  
\*\*\*\*\*

[ ] wrote:  
> 公安調査庁 総務部総務課審理室 [ ] 様

- >
- >
- > いつも大変お世話になっております。
- >
- > 8月8日に開催された「第3回政府における情報保全に関する検討委員会」において、有識者会議から報告書が提出されたことを受け、現在、内閣情報調査室を準備室として、秘密保全法制に関する法制化作業を進めております。
- >
- > 内閣法制局の予備審査を始めるに当たり、本日、秘密保全法制の条文素案やスケジュール、論点ペーパーを法制局に持ち込む予定です。当該持込み資料をこのメールに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。
- >
- > また、それらの資料について、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方まで御連絡をいただけたらと存じます。
- >
- > なお、資料の取扱いには十分御注意をお願いいたします。
- > (条文素案等の資料については、セキュリティ機能を設定しているため、文書のコピー・貼り付け等ができない状態になっております。御了承ください。)
- >
- > ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- >
- >

> \*\*\*\*\*  
> 内閣官房内閣情報調査室総務部  
> [ ]  
> (直) [ ]  
> Fax 03-3592-2307  
> \*\*\*\*\*

## 特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）等に対する質問

### 第1条の関連

- 法の目的に「国際的な情報共有の促進に資する」とあるところ、情報共有を国際的なものに限定した理由
  - ※ 有識者会議報告書においては、我が国政府部内の情報共有の促進も不可欠とされている。

### 第2条の関連

- 「行政機関」の定義がなされているが、むしろ、国の行政機関だけでなく、独立行政法人や地方公共団体を加えた「行政機関等」の定義を設けなくてよいのか。
  - ※ 有識者会議報告書においては、独立行政法人等及び地方公共団体が作成・取得する情報についても本法制の適用対象に含めることが適当であると指摘されている。
- 「行政機関」の定義において、国の行政機関が網羅的に含まれているところ、特別秘密が必要以上に広範囲に指定（有識者会議報告書の想定以上に多数の省庁において指定）される事態に至らないか。
- 第1号において、「内閣の所轄の下に置かれる機関」とあるところ、これが人事院のことを指しているのであれば、継続審議中の国家公務員制度改革関連法案との関係で、記述を変更する必要性はないか。
  - ※ 人事院の後継組織たる人事公正委員会は、内閣府の外局としての位置付け（内閣府設置法第49条第1項の機関）である。

### 第3条の関連

- 特別秘密が必要以上に広範囲に指定（有識者会議報告書の想定以上に多数の省庁において広範囲の秘密を指定）される事態に至らないか。
  - ※ 「当該行政機関についての別表各号…」としているが、別表が対応していないのではないか（各行政機関に別表事項がどう対応するのか）。
  - ※ 第3条及び別表の表現振りは、（第2条で国の行政機関が網羅的に含まれていることも考慮すると）各行政機関の解釈次第という面があると思料。
- 「行政機関の長」が特別秘密を指定することとなっているが、これは「行政機関等の長」とならないのか。
  - ※ 第2条関連の質問と同趣旨。有識者会議報告書においては、指定権者を各「行政機関等（の長?）」としている。

- 第2項第1号において、「前項に規定する事項を記録する文書、図画…」とあるところ、「事項」とは何を指すのか。

※ 第3条第1項の規定によれば、「事項」は、「別表各号に該当する事項」を指すようにみられる。むしろ、「特別秘密を記録する文書、図画…」と規定すべきではないか。

#### 第4条の関連

- 特別秘密の指定に際して、有効期間を「十年」とした理由

※ 既存の秘密文書の取扱いにおいては、10年を超える秘密期間を定めていることもあると承知しているが、それとの関係をどのように考えているのか。

#### 第5条の関連

- 「他の行政機関から伝達を受けた」とあるが、「他の行政機関」は「他の行政機関の長」でなくてよいのか。

※ 他の部分では、「行政機関」ではなく「行政機関の長」となっている。

- 「当該情報を最初に保有するに至った行政機関の長」に協議する規定だけでよいのか。

※ 例えば、 $A \rightarrow B \rightarrow C$  や  $B \leftarrow A \rightarrow C$  と伝達された場合、BやCは、Aのみと協議する規定となっているところ、この規定だけでは、同一情報についての取扱いがA、B、Cの中で異なる事態となり得ることになるのではないか。

- 「他の行政機関から伝達を受けた情報に係る事項」について、「係る事項」には、伝達を受ける前に保有していた類似の事項も含まれるのか。

#### 第6条の関連

- 第1項において、「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」としているところ、行政の分担管理原則との関係をどのように整理しているのか。

※ 他の行政機関の長の権限を考えると、法的な拘束力をもって他の行政機関の職員に取扱い業務を行わせることとなれば、行政の分担管理原則との関係が問題になるとみられる。

- 第1項において、「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」としているのは、具体的に、どのような場面や状況を想定しているのか。

#### 第8条の関連

- 第2項における「特別秘密に係る犯罪の捜査」はどこまで含まれるのか。

※ 特別秘密とは直接的に関係ない犯罪の捜査（例えば、特別秘密が保存されているパソコンや電磁的記録媒体をそうと知らずに盗んだ場合）で、特別秘密を含むファイルや電磁的記録媒体を押収した場合はどうなるのか。

- 第2項において「警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有すると認め

られた者にこれを行わせるものとする。ただし、…警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りではない。」とあるところ、捜査主体に検察官・検察事務官を含めた同様の規定を置かなくてよいのか。

※ 事件を担当すべき検察官・検察事務官について、犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の通常以外の適性評価（第7条第1項第2項の政令で定める措置）を講ずることができなければ、通常の適性評価が終わるまで警察は事件送致できない事態を生じないか。

※ 捜査主体には、検察官・検察事務官のほか、海上保安官等の特別司法警察員も含まれると考えられるところ、これら主体の捜査活動と適性評価（迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の通常以外の適性評価を含む）の関係については、特別に規定する必要はなく、第7条第1項による「行政機関の事務」一般の規定でよむという理解でよいか。

#### 第10条の関連

○ 「第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる」とあるところ、この「事項」とは何を指しているのか。

※ 第3条第1項の規定によれば、「事項」は、「別表各号に該当する事項」を指すようにみられる。むしろ、「特別秘密の保護上必要な措置を講ずる」と規定すべきではないか。

#### 第13条の関連

○ 第1項1号において「特別秘密を取り扱う者」とあるところ、これには、有識者会議報告書において「業務知得者」とされた者を含むのか。

#### その他

○ 特別秘密と既存の秘密制度（特別管理秘密、機密・極秘・秘）との関係をどのように考えているのか。

○ 本件秘密保全法制の業務と各省庁の既存所掌事務の関係について、どのように考えているのか。

※ 各省庁設置法を改正する必要があるか否か。

以上